

Yasu City

# 第2次野洲市 総合計画

【改訂版】

笑顔  
あふれる



にじいろ都市 やす



## はじめに

今日、我が国を取り巻く状況は、加速する人口減少、急激な高齢化、情報化社会の急速な進展に伴う産業構造の変化等、大きな転換期を迎えてます。

加えて新型コロナウイルス感染症がもたらした影響は、市民生活や地域経済に大きな打撃を与えました。まだまだ収束が見通せない状況の中、ポストコロナの形として、感染症の克服と危機に強い地域経済の構築を踏まえた地域活性化の取り組みが必要です。

こうした中、第1次野洲市総合計画－改訂版－において実現できたことと残された課題を踏まえ、時代の変化に対応しつつ将来を見据え、この度、第2次野洲市総合計画を策定しました。



第2次野洲市総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成しており、「基本構想」は、令和3年度から10年間における中長期的な視点でめざす将来都市像を明確にし、「基本計画」は、「基本構想」で示す将来都市像を実現するために必要な施策を体系的に整理したもので、令和3年度から5年間の前期計画分として示しています。

また、「基本構想」では、「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」を将来都市像として掲げ、「住んでよかったです」、「住んでみたいまち」、「住み続けたいまち」と感じていただけるよう、協働のまちづくりとSDGsの実現を基本姿勢としました。

まちづくりにおいては、市民の皆様を中心として、行政や事業者等が果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かして、対話を重ねながら取り組む必要があります。さらに、野洲市というまちの枠にとらわれず、県や周辺市町、大学等の様々な主体と連携・協調することもこれまで以上に必要となります。

本市といたしましては、市の最上位計画である第2次野洲市総合計画に基づき、各種施策に取り組むことで様々な課題を解決し、市民が安心して日常生活や事業活動が続けられ、将来にわたっていきいきと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現を皆様とともに追い求めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意向調査やワークショップなど、貴重な御意見や御提案をいただきました多くの市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月

野洲市長 柏木 進



# 目 次

## 総合計画

### はじめに

I. 総合計画の概要 .....	4
II. 本市の概況 .....	5

### 基本構想

I. 将来構想 .....	18
II. これからのまちづくりに向けて .....	23
1. 本市の課題 .....	23
2. めざす将来都市像 .....	26
3. まちづくりの基本方針 .....	27

### 基本計画

分野① 子育て・教育・人権 .....	36
分野② 福祉・生活 .....	46
分野③ 産業・観光・歴史文化 .....	58
分野④ 環境・都市計画・都市基盤整備 .....	66
分野⑤ 市民活動・行財政運営 .....	78
計画の進捗管理 .....	84

## 総合戦略

### 総合戦略

第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 .....	88
-----------------------------	----





# はじめに

この「第2次野洲市総合計画」は、10年  
後にこんな野洲市になっていてほしい  
というまちの姿を描いたものです。  
思い描いた未来の野洲市を、みんなで  
実現していきましょう。

## 計画策定の前提条件

## めざす将来都市像

### 社会潮流

- ◆人口減少・少子高齢社会
- ◆生活様式の変化・多様化
- ◆安全・安心への関心の高まり
- ◆地球環境の保全
- ◆情報社会の進展
- ◆協働の必要性

### 野洲市の特性

- ◆水と緑の豊かな自然
- ◆豊富な歴史・文化遺産
- ◆高い交通利便性
- ◆ICT産業をはじめとする製造業の立地
- ◆堅調な人口推移

### 市民の意見

- ◆野洲市の自然や文化・歴史・伝統に誇り・愛着を感じている。
- ◆多くの市民が今後も住み続けたいと思っている。
- ◆理想とする将来のまちの姿(多数意見)
  - 災害に強く、犯罪の少ない安全・安心なまち
  - 安心して子どもを産み育てることのできるまち
- ◆今後重要な施策(多数意見)
  - バランスのとれた財政運営
  - 充実した学校教育施策

### 野洲市の課題

- ◆子育て・教育・人権
  - 地域全体で子育てを支える環境づくり
  - 世代間・地域間での学びの好循環の形成
  - 様々な背景を持つ人がともに生きる地域社会づくり
- ◆福祉・生活
  - すべての人が地域の中で役割を担い支え合う共生社会の実現
  - 地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制の整備
- ◆産業・観光・歴史文化
  - 地域特性や市民ニーズを踏まえた商工業の振興
  - 持続可能な農林水産業経営の実現
  - 地域資源を有効活用した観光の振興
- ◆環境・都市計画・都市基盤整備
  - 自然環境の保全と低炭素社会の形成
  - ハード・ソフト両面での災害に強いまちづくり
  - 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現
- ◆市民活動・行財政運営
  - 協働の仕組みの充実
  - AIやICTの活用による計画的で効率的な行政運営

笑顔あふれる  
にじいろ都市  
やす

多様な人々と多彩な自然が調和した、  
個性輝くにじいろのまち

## 基本姿勢

## 協働のまちづくり

市民を中心として、行政や事業者、自治会等各主体とまちづくりの目標を共有しながら、お互いを尊重し、信頼し、協力し合う「協働」によるまちづくりを進めます。

## SDGsの実現

将来にわたって持続可能なまちを築いていくという横断的な視点のもと、総合計画の各分野において、SDGsとのつながりを意識しながらまちづくりを進めます。

## 分野ごとの基本方針

## 1 子育て・教育・人権

- ◆親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち
- ◆誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち
- ◆互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

- 1)子育て支援の充実
- 2)青少年の健全育成
- 3)学校教育の充実
- 4)生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
- 5)人権の尊重と多文化共生社会の実現

## 2 福祉・生活

- ◆誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち
- ◆「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち
- ◆生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

- 1)健康づくりの推進と地域医療体制の整備
- 2)高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 3)障がい児・者福祉の充実
- 4)地域福祉の推進
- 5)生活困窮者等への支援の充実
- 6)消費者行政・防犯対策の充実

## 3 産業・観光・歴史文化

- ◆地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち
- ◆豊かな地域資源を生かし、多くの人が訪れ楽しめるまち
- ◆交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

- 1)商工業の振興
- 2)農林水産業の振興
- 3)地域資源を生かした観光の振興
- 4)歴史文化遺産の保全・活用

## 4 環境・都市計画・都市基盤整備

- ◆豊かな自然環境が守られるまち
- ◆必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
- ◆快適な環境が確保された、安全・安心なまち
- ◆ハード・ソフト両面で災害に強いまち

- 1)均衡ある土地利用の推進
- 2)自然環境・美しい景観の保全
- 3)生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
- 4)防災・減災対策の強化
- 5)道路ネットワークの整備と交通安全の推進
- 6)公共交通の利便性の向上

## 5 市民活動・行財政運営

- ◆市民と行政の協働による暮らしやすいまち
- ◆透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

- 1)市民活動・自治会活動の推進
- 2)市民との情報共有の推進
- 3)効果的・効率的な行財政運営

住んでよかつたまち

住んでみたいまち

住み続けたいまち

# I 総合計画の概要

## 1. 策定の趣旨と背景

野洲市では、まちづくりの最高規範である「野洲市まちづくり基本条例」の第24条において、「市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定し、公表するとともに、その実現に努めます。」と定めています。これに基づき、第1次総合計画において実現できたことと残された課題を踏まえつつ、時代の変化に対応しながら将来を見据えたまちづくりを今後も行うため、第2次野洲市総合計画を策定しました。この計画は、分野別の計画等、野洲市が策定する他の計画の指針となるものです。

## 2. 計画の構成と期間

総合計画の構成及び計画期間は以下のとおりとします。

### 1 基本構想

中長期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示します。計画期間は10年とします。

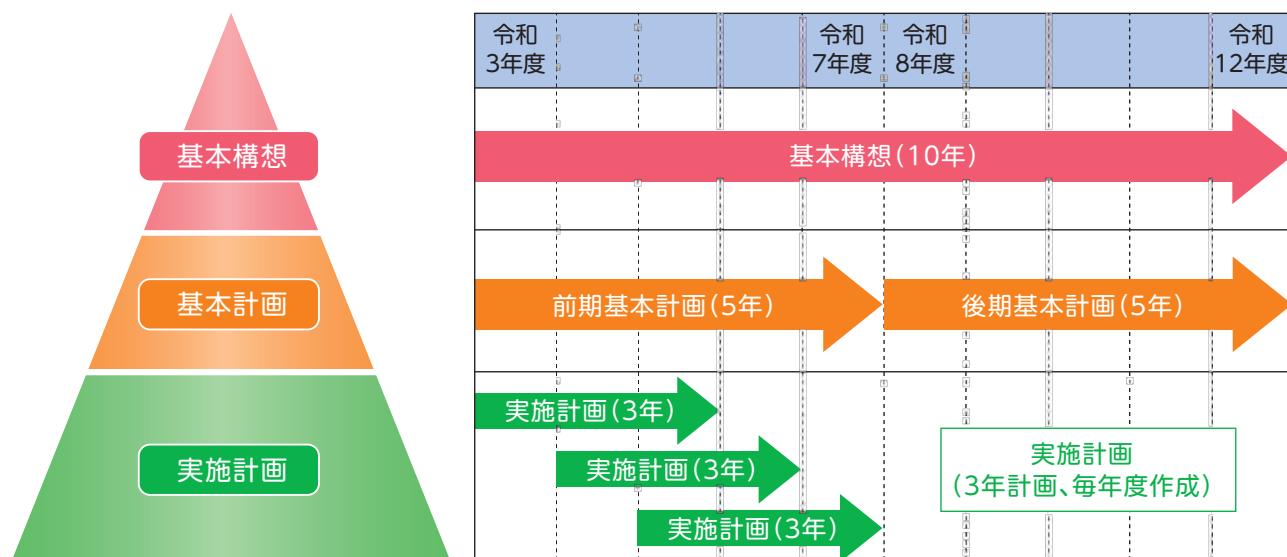
### 2 基本計画

基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示すものです。社会経済状況や市民ニーズの変化等を反映させるため、計画期間は5年とします。

### 3 実施計画

基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするものです。実施計画は、3年間を見据えた計画とし、毎年度見直しを行います。

総合計画の構成と計画期間



# II 本市の概況

## 1. 本市を取り巻く社会経済情勢

### 1 人口減少・少子高齢社会の到来

日本の総人口は、平成20年をピークに減少しています。また、同時に人口構造も大きく変化しており、社会を支える働き手となる年代が減少している一方で、高齢者が増加しています。これに伴い、消費の縮小、税収の減少といった影響が予測されています。

また、今後も出生数の減少が続く見込みであり、出産・子育て等に関する支援の充実が求められています。加えて、増加する高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるようにすることで、人や地域とのつながりを保ち、生きがい、健康の維持等につなげることが重要です。

### 2 生活様式の変化・多様化

女性の社会進出が進み、結婚後に夫も妻も働く共働き世帯が増加しています。世帯構成では「夫婦と子」からなる世帯が最も多いものの、「単身」世帯が増えており、家族や生活のあり方が変化しているといえます。

また、晩婚化、非婚化の進行や、フリーランスや副業の増加など、生き方や働き方の多様化が進んでいます。それぞれが自分に合った選択ができるように、多様なニーズに対応する制度や、それを認め合う意識の醸成などが求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、テレワーク<sup>\*</sup>の拡大やキャッシュレス<sup>\*</sup>化の推進など生活様式の変化も生じています。

### 3 安全・安心への関心の高まり

日本は、地形、地質、気候などの自然条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすくなっています。地震においては、過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災などにより大きな被害が出ており、将来においても、南海トラフ巨大地震の発生などが懸念されています。また最近では、大型台風や豪雨による水害が多く起きています。

行政では、施設の耐震化や堤防の整備、ハザードマップ<sup>\*</sup>の作成や防災訓練等「公助」の観点から様々な防災・減災対策に取り組んでいますが、災害から身を守るために、自分の命は自分で守る「自助」や近所や地域でお互いが助け合う「共助」も大変重要です。今後は、高齢化が進むにつれ自分で避難できない人が増加することも見込まれており、地域全体で防災力を高めていくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、様々な分野における危機管理の重要性が増しています。

また、高齢者が関係する特殊詐欺<sup>\*</sup>等の犯罪や交通事故が増加しており、警察や地域の関係機関等と連携し、市全体で防犯や交通安全対策にも取り組む必要があります。

### 4 地球環境の保全

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs=Sustainable Development Goals)<sup>\*</sup>が採択されました。SDGsでは、環境だけでなく、貧困の撲滅をはじめ、世界中で「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」世の中を作っていくことの重要性が強調されています。これを受け、環境分野においては、気候変動対策や生物多様性<sup>\*</sup>の保全、海洋プラスチックごみ<sup>\*</sup>問題対策などが進められています。

なかでも気候変動対策においては、世界的に再生可能エネルギーの導入量が急速に拡大しています。日本においても、太陽光発電を中心に発電量が増加していますが、世界と比べて多いとは言えない状況にあります。そのため、国は再生可能エネルギーの最大限の導入を目標として掲げ、発電設備や蓄電池システムに係る研究開発を推進しています。

また、近年では、気候変動の影響と思われる自然環境の変化も生じており、大型台風や豪雨による水害の発生、突風、豪雪、猛暑・酷暑による被害など、私たちの生活に様々な影響をもたらしています。今後は、行政や事業者はもちろん、市民一人ひとりが環境問題への関心を持ち、自分ができることから取り組んでいくことが必要です。

## 5 情報社会の進展に伴う生活や産業構造の変化

近年、ICT<sup>\*</sup>が急速に普及し、若者だけでなく、子どもから高齢者まで広くインターネットが使われるようになっています。スマートフォンの一層の普及に伴い、今後も利用率の上昇が見込まれています。これを受け、行政もICTを活用し、住民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることが求められています。

また、ICTやAI<sup>\*</sup>技術の急速な発展は、「Society 5.0<sup>\*</sup>」と言われる社会全体に関わる変化をもたらしており、情報だけでなくあらゆるもののがインターネットにつながるIoT<sup>\*</sup>化が進み、新たな商品やサービスが登場し広がっています。これを受け、企業活動のあり方や、働き手の働き方・人材育成のあり方にも変化が求められています。このような動きは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一層加速することが予想されます。

一方で、インターネットを介した犯罪も多様化しており、セキュリティの強化やリテラシー<sup>\*</sup>の向上等の対策を進めつつ、ICTを経済成長や社会変革につなげていくことが求められています。

## 6 地方の自立と協働の時代

人口の東京一極集中の傾向が加速しており、平成27年時点で、日本の総人口の4分の1以上が東京圏に集中しています。

東京一極集中の結果、首都圏では住宅価格の高騰、長時間通勤、介護サービス不足等の問題が顕在化する一方で、地方では人手不足が深刻化しています。これを緩和するため、国は「地方創生」を進めており、地方への移住・定着の促進、観光客などの短期滞在者や出身者などを含めた関係人口<sup>\*</sup>の拡大などを図っています。これを受け、近年では若い世代を中心に、農山漁村地域に移住する「田園回帰」と呼ばれる動きも一部で出始めており、各地域において、独自の魅力を創出しこれらの人々を引き付ける取組が求められています。

地方では、働き手の不足により税収が落ち込む一方で、高齢化率は大都市圏よりも高く、社会保障関係の支出の増大や、老朽化するインフラ<sup>\*</sup>や公共施設の更新が求められることなどから、厳しい財政運営が続くと見込まれます。行政だけで住民の様々なニーズにきめ細やかに対応するのは難しくなってきており、企業、大学、NPO、地域団体や近隣の自治体などの様々な主体とテーマに応じた連携・協働を進める必要があります。

## 2. 本市の特性

### 1 沿革と地勢

野洲市は、滋賀県の南部に位置する面積80.14km<sup>2</sup>のまちです。市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心なごむ、すばらしい環境を有しています。

市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設などには、市外から多くの人が訪れています。

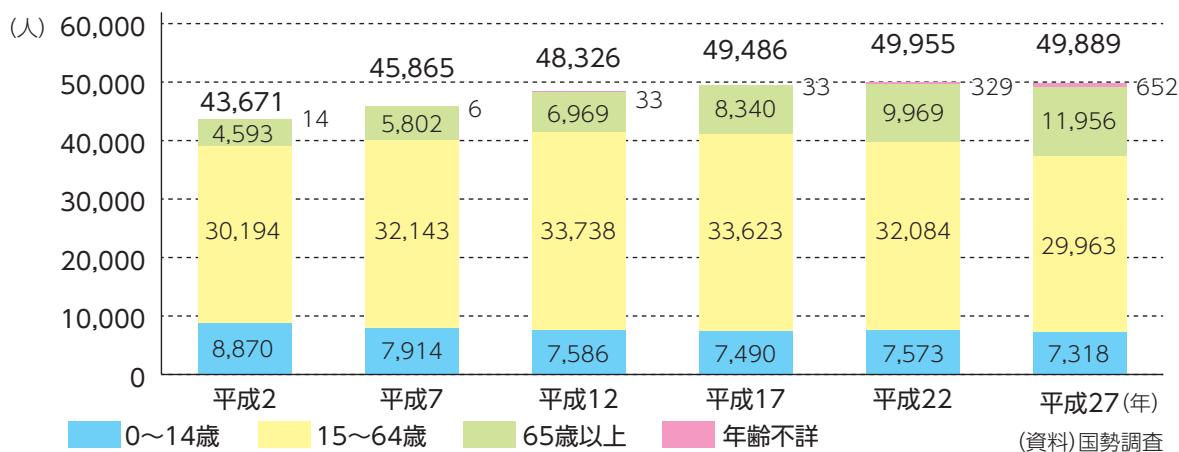
一方で歴史を紐解くと、弥生時代に祭器として用いられた銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、琵琶湖や野洲川の水に恵まれた肥沃な大地で、早くから農耕社会の発展があったことがうかがわれます。江戸時代には中山道や朝鮮人街道といった主要な街道が整備され、交通の要衝としても栄えました。野洲市は、豊かな大地を生かして産業が発展したまちとして、また情報が行きかうまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。

他にも国宝である御上神社や大笠原神社をはじめとする多くの文化財や歴史遺産を有しており、これらのすべては野洲市の魅力を高めるすばらしい地域資源であるとともに、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

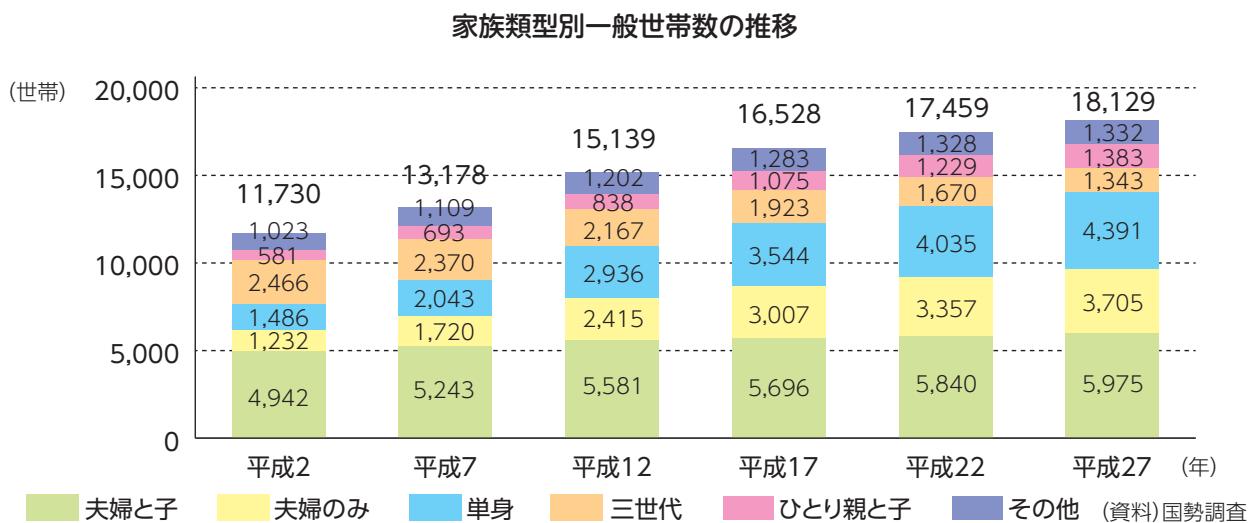
### 2 人口と世帯

国勢調査に基づく人口をみると、平成2年から平成17年にかけては増加していますが、平成17年から平成27年にかけては、横ばい傾向となっています。年齢構造をみると、平成22年以降、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は、減少傾向にありますが、老人人口(65歳以上)は増加傾向にあります。平成27年の国勢調査における高齢化率は県平均の23.9%とほぼ同じ、24.0%となっています。

総人口及び年齢三区分別人口の推移



平成27年国勢調査に基づく一般世帯数は18,129世帯で、平成2年以降、一貫して増加しています。近年の傾向をみると、特に夫婦のみの世帯や単身世帯が増加しています。



### 3 土地利用

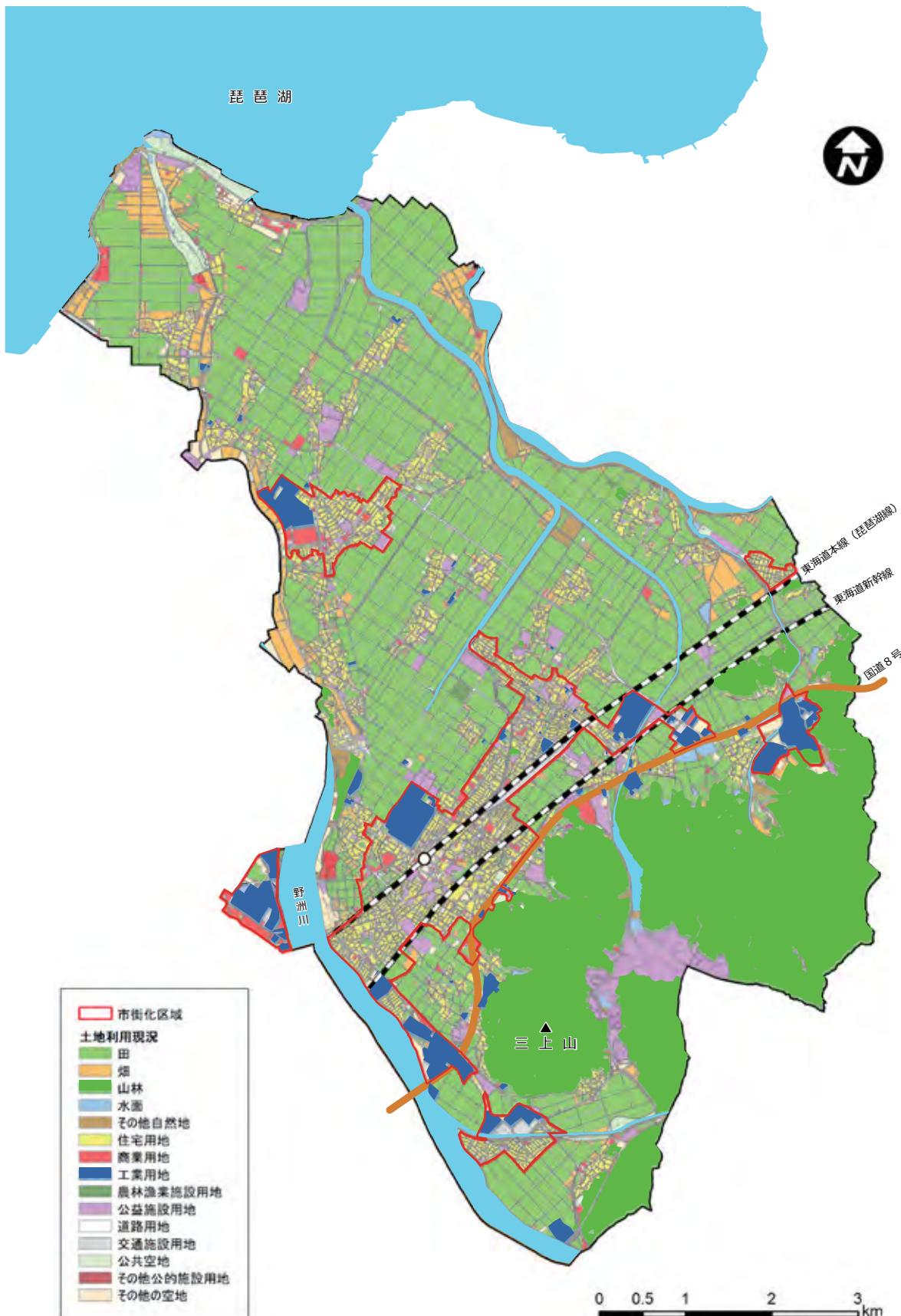
野洲市の地形は、東南部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって広がる平坦地に大きく分けられ、平坦地の多くは農地(水田)として利用されています。

また、JR野洲駅を中心として、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道8号と並行するかたちで商業地、住宅地、工業地等の市街地が広がります。

工業地には情報通信技術関連の大手企業が立地しており、野洲市の基幹産業となっています。

市街化区域<sup>\*</sup>が狭小であることから、住宅や事業用地として提供できる土地が十分にない状況です。

土地利用現況図



(資料)都市計画基礎調査

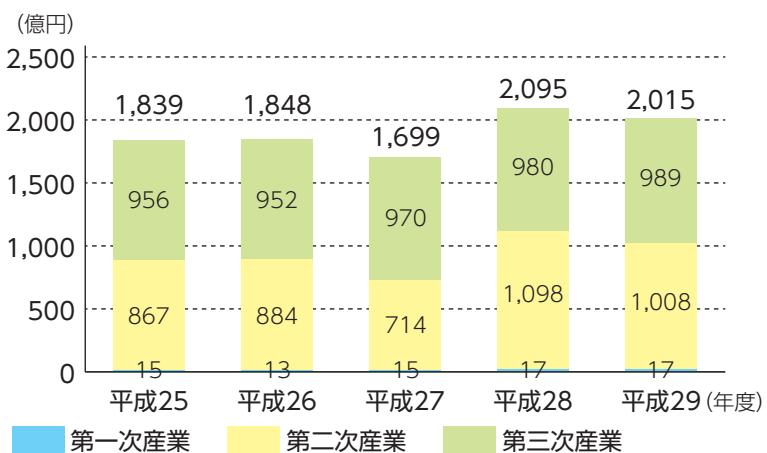
## 4 産業

産業別総生産額(名目)の推移をみると、野洲市において最も生産額が大きいのは、平成27年度までは第三次産業でしたが、平成28年度以降は第二次産業となっています。全国的には第三次産業の生産額は第二次産業を大きく上回っており、野洲市は第二次産業、特に製造業が盛んであるという特徴が表れています。

第一次産業の生産額は全体からみると小さいですが、農地は豊富であり、近年は2ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家の比率が高まっています。特に、10ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家が増加しており、大規模農家への農地の集積が進んでいます。

産業大分類別の事業所数をみると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」となっています。一方で、従業者数では製造業が群を抜いて多く、市内の事業所で働く人のおよそ4割を占めています。総生産の面からも、雇用の面からも、製造業が市の基幹産業となっていることがわかります。このほか、「卸売業、小売業」や「医療、福祉」の従業者も多くなっており、野洲市の雇用を支える産業となっています。

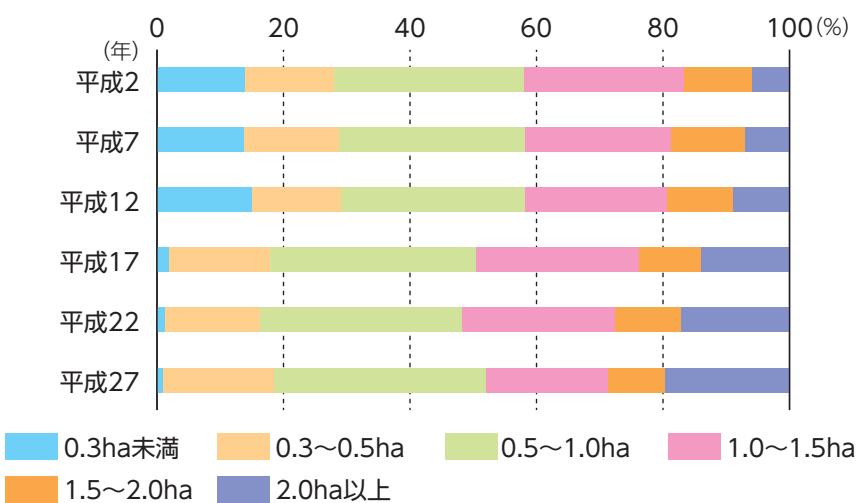
産業別総生産額(名目)の推移



(資料)滋賀県市町民経済計算 平成29年度推計

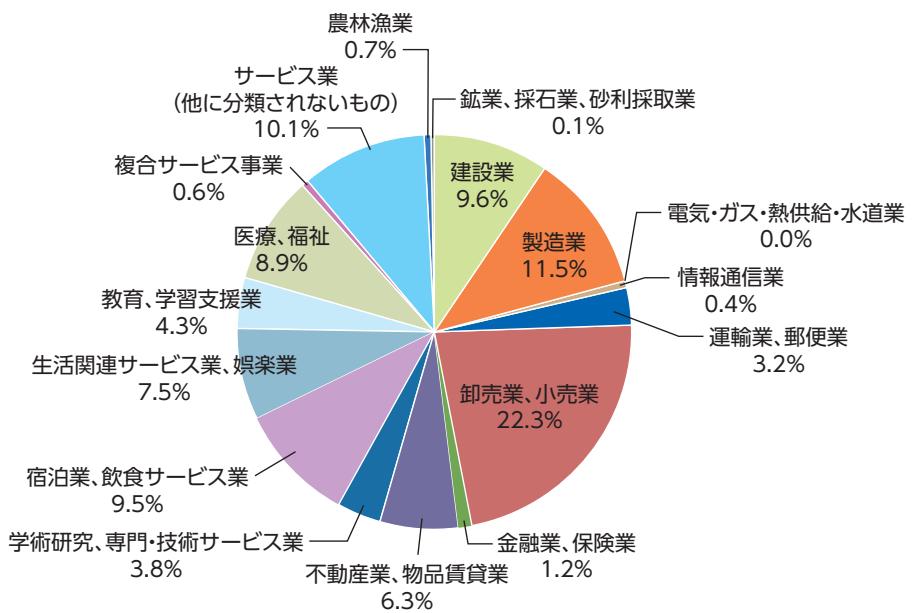
(注) 四捨五入の関係上、見た目上の各産業の合計値と総額が一致しない年度がある。

経営耕地面積規模別農家(経営体)割合の推移



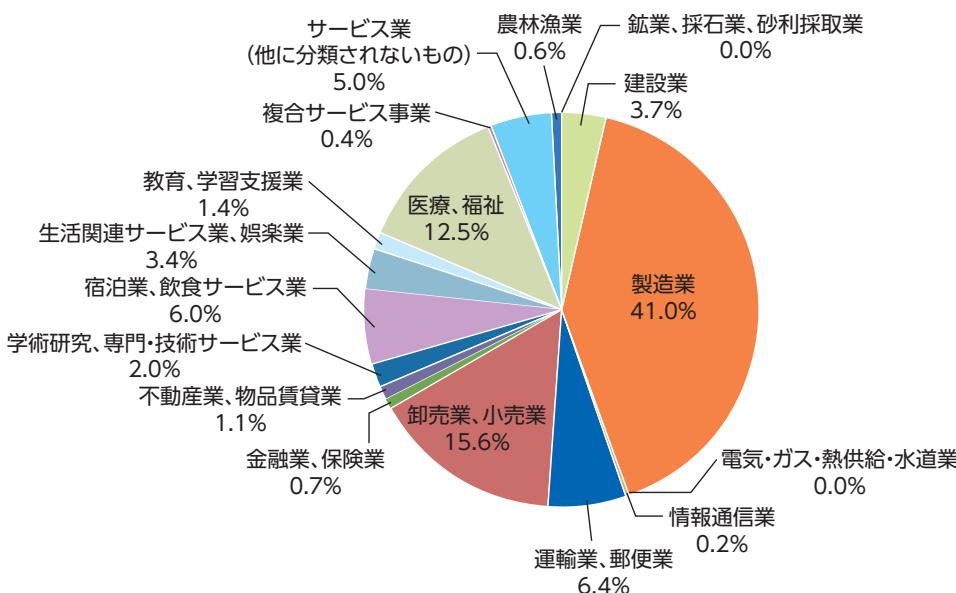
(資料)農林業センサスより作成 平成12年までは戸数。平成17年度以降は経営体数。

産業大分類別の事業所数構成比



(資料)平成28年経済センサスー活動調査

産業大分類別の従業者数構成比



(資料)平成28年経済センサスー活動調査

## 5 市民の意識

計画の策定にあたり、市民生活と市政の直面する重要課題等について、市民の認識・期待を明らかにし、今後の施策を検討する上での基礎資料とする目的に、市民アンケートを実施しました。

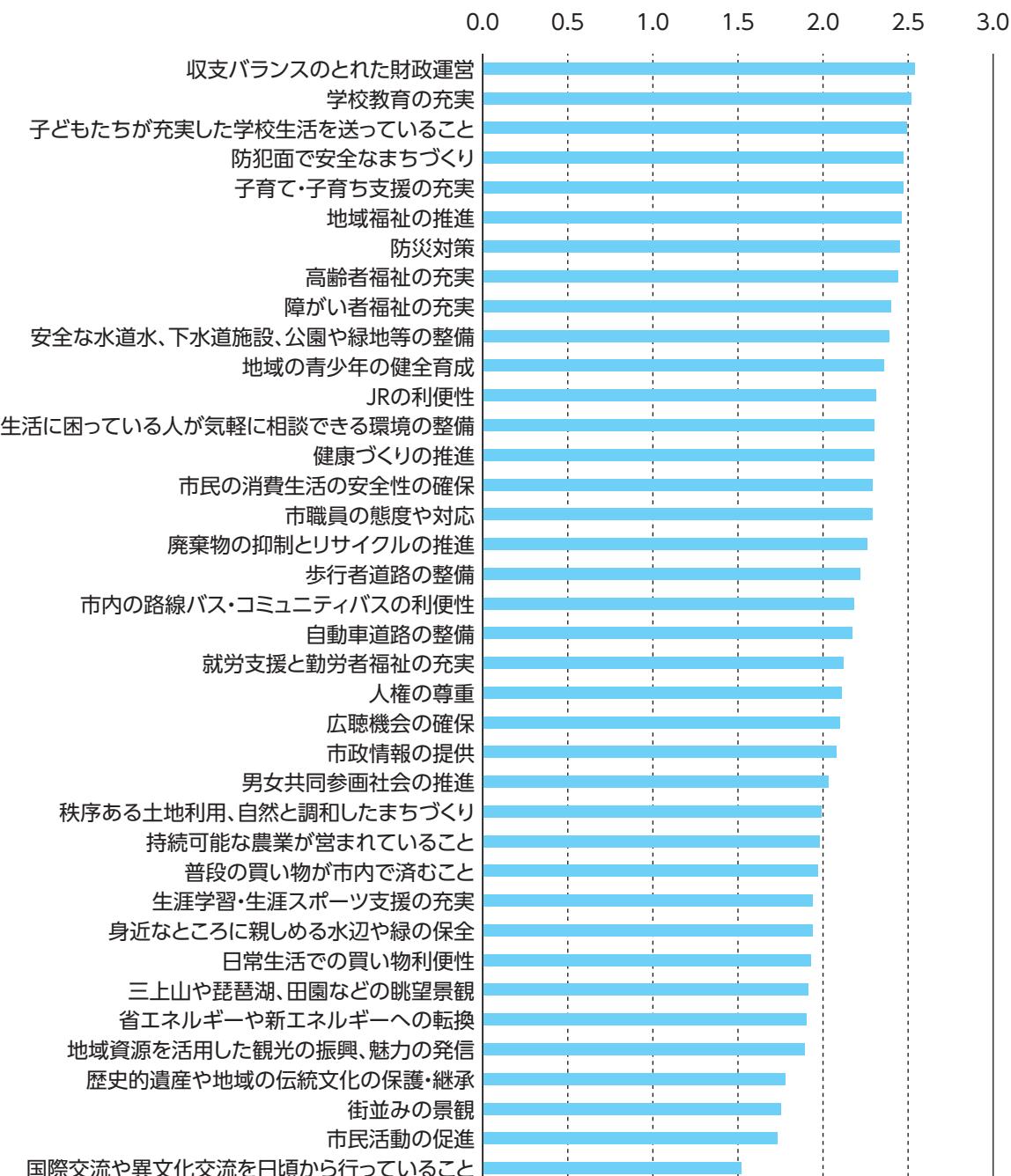
調査対象	野洲市内に住所を有する満20歳以上の男女
標本数	4000サンプル(住民基本台帳を用いた無作為抽出)
調査方法	郵送による無記名自記式の調査紙調査
調査期間	平成31年1月25日～2月28日
有効回収数	1,437件(35.9%)

### ①市の施策としての重要度

市民アンケート結果によると、「収支バランスのとれた財政運営」、「学校教育の充実」、「子どもたちが充実した学校生活を送っていること」、「防犯面で安全なまちづくり」などが重視されています。

また、「子育て・子育ち支援の充実」、「地域福祉の推進」、「防災対策」など、市民生活に密接する分野の施策の充実が重視されています。

### 市の施策としての重要度



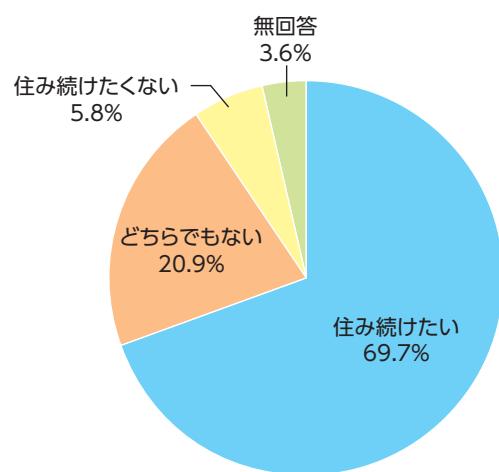
(注)重要度:「重要」、「やや重要」、「それほど重要でない」、「重要でない」の4段階で、それぞれを3点～0点として点数化し、それぞれ「わからない」「無回答」を除いた形で、全回答の平均値を算出。

## ②今後の居住意向

市民アンケート結果によると、「今後も野洲市に住み続けたい」と回答した人の割合は約70%となっている一方で、「住み続けたくない」と回答した人も約6%います。

「住み続けたい」と回答した理由では、「自分(もしくは親族)の家、土地があるから」が最も多く挙げられています。一方で「住み続けたくない」と回答した理由では、「鉄道やバスなど公共交通機関の利用に不便だから」、「日常生活に必要な商業施設や医療施設がないから」が多く挙げられています。

野洲市民の今後の居住意向

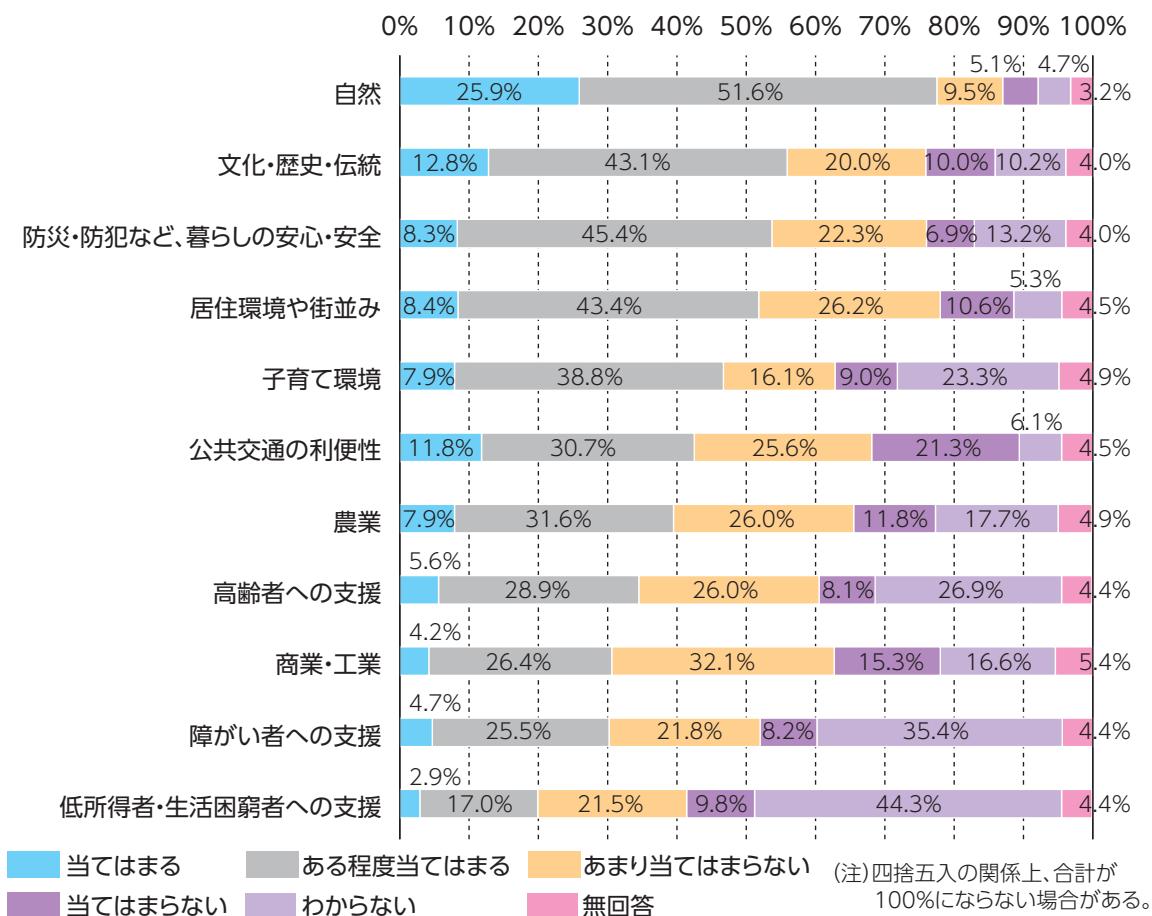


### ③誇りや愛着

市民アンケート結果によると、「野洲市の自然」に誇りや愛着を持つと回答した市民の割合が特に大きくなっています。

また、「文化・歴史・伝統」、「防災・防犯など、暮らしの安心・安全」、「居住環境や街並み」も誇りや愛着を持っている市民の割合が過半数に達しています。

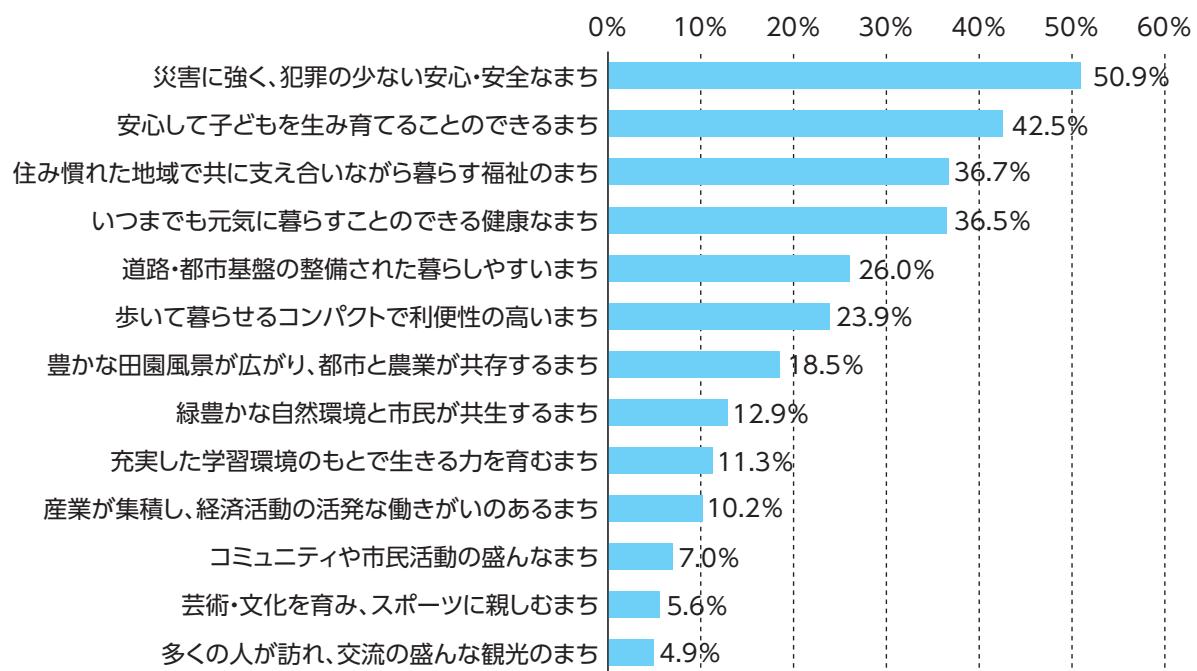
野洲市民の誇りや愛着



#### ④理想とする将来のまちの姿

市民アンケートで、理想とする将来のまちの姿とされている割合の大きい項目をみると、「災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち」という回答が最も多くなっています。その他、子育て環境や福祉、健康などに関するテーマが重視されていることがうかがえます。

理想とする将来のまちの姿





# 基本構想

# I 将来構想

## 1. 人口・世帯

### 1 課題

国勢調査に基づく本市の人口は、平成22年から平成27年にかけ、調査以降初めて減少に転じました。年少人口及び生産年齢人口は減少が続いており、少子化による人口減少は今後も続く見込みとなっています。合計特殊出生率\*が上昇せず、今後も同水準で推移する場合、令和42年の人口は40,000人を下回る見込みとなります。

人口減少は、労働力不足による地域経済の悪化や、税収等の減少による行政サービスの縮小、商業施設等の撤退による利便性の低下等、地域の将来に影響を与えることが懸念され、人口減少に対応し、活力ある地域社会を維持していく必要があります。

### 2 将来構想

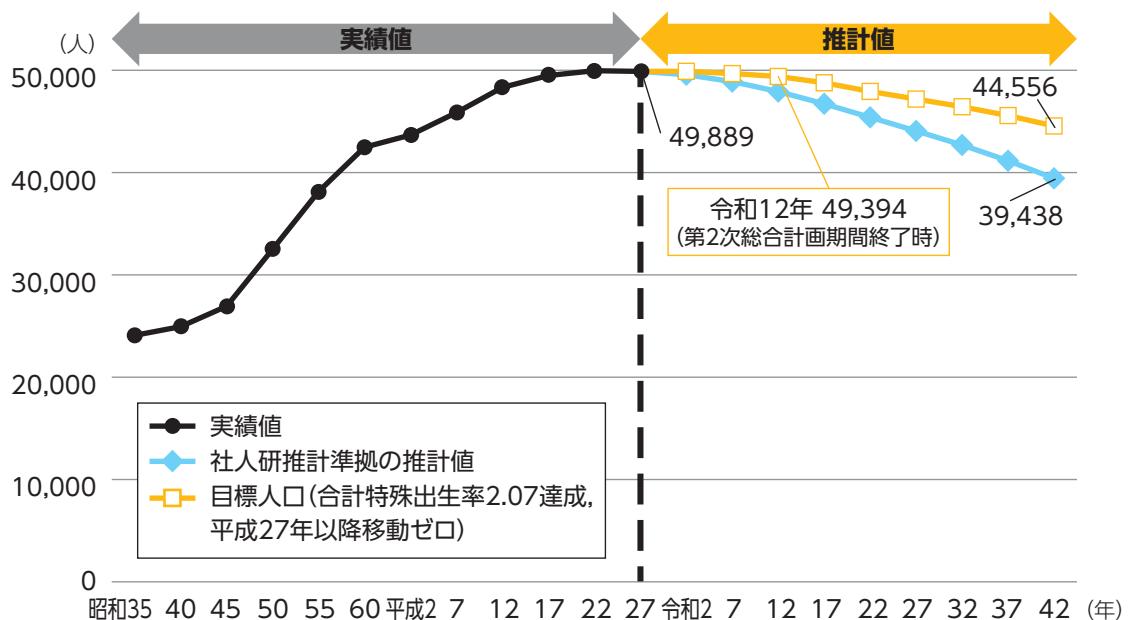
平成28年に策定した「野洲市人口ビジョン」では、令和7年に合計特殊出生率1.8、令和12年に合計特殊出生率2.07を達成し、それ以降は合計特殊出生率2.07を維持することをめざしています。社会増減については、社会増減が均衡し、増減ゼロを継続的に達成することを目標としています。

第2次野洲市総合計画においては、「野洲市人口ビジョン」における合計特殊出生率及び社会増減の目標値を維持し続けることとし、最近の人口動向を踏まえ、推計値を最新のものに更新しました。総合計画に掲げためざす姿や施策を通じて、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みたい・住み続けたいと思える環境づくりを進めます。

第2次野洲市総合計画期間終了時(令和12年)の目標人口を49,000人とします。

目標人口	49,000人(令和12年)
------	----------------

### 今後の人口推移

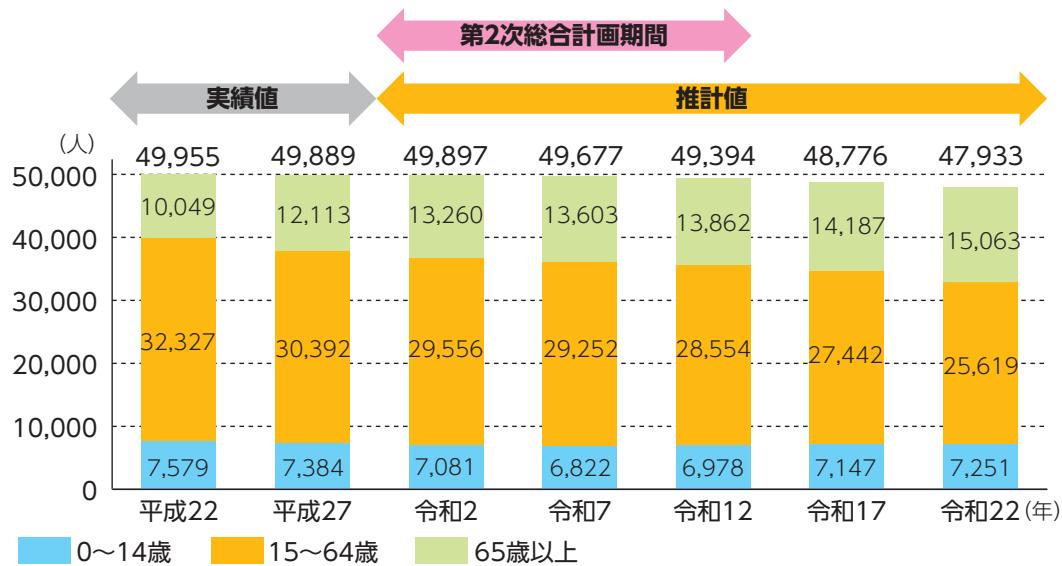


(資料)野洲市人口ビジョン(平成28年3月)、平成27年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」をもとに作成

なお、目標人口が実現した場合でも、人口の年齢構成は生産年齢人口が減少し、老人人口が増加する傾向が続く見込みとなっています。一方で、年少人口は、しばらくの間は減少が続きますが、令和7年から増加に転じる見込みです。その結果、第2次野洲市総合計画終了時(令和12年)には、平成27年実績値と比較して、老人人口が約1,700人の増加、生産年齢人口は約1,800人の減少、年少人口は約400人の減少となることが見込まれます。

また、目標人口のように推移した場合の人口の年齢構成をもとに、家族類型別の世帯数を推計すると、第2次野洲市総合計画期間の後半(令和7年から令和12年)にかけて、総世帯数は減少に転じます。また、平成27年時点で最も多い「夫婦と子」からなる世帯が減少し、「単身」の世帯が増加する傾向が続くことが見込まれます。令和12年には、「単身」の世帯と「夫婦のみ」の世帯と合わせると、世帯のおよそ半数が2人以下で暮らす世帯になると見込まれます。

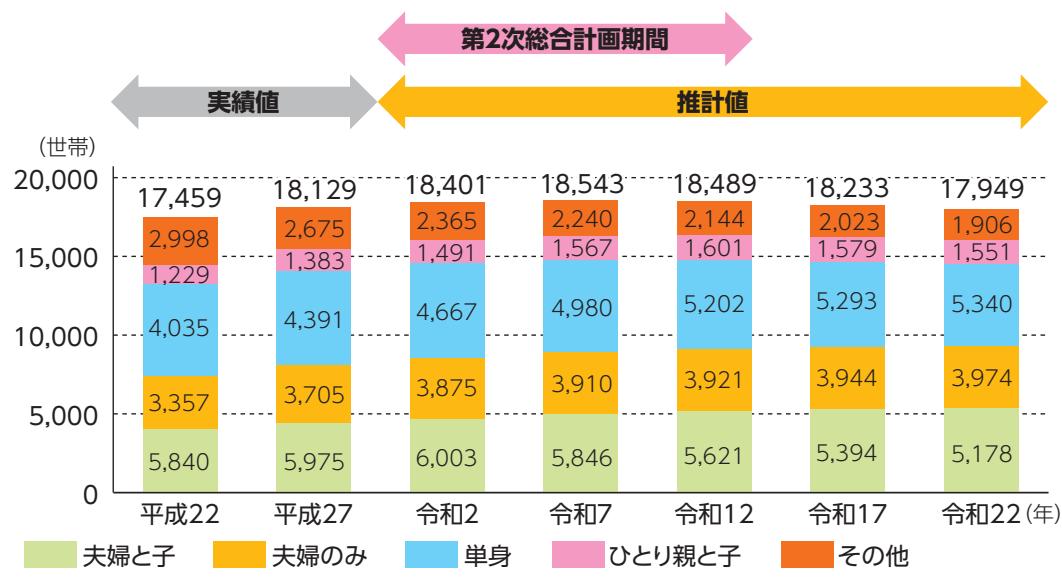
## 今後の年齢構成推移



(資料)野洲市人口ビジョン(平成28年3月)、平成27年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」をもとに作成

(注)推計値算出の関係上、平成22年及び平成27年の実績値については、年齢不詳人口を、「0～14歳」、「15～64歳」及び「65歳以上」に按分している

## 今後の家族類型別一般世帯数推移



(資料)野洲市人口ビジョン(平成28年3月)、平成27年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2019年推計」をもとに作成

## 2. 土地利用

### 1 課題

本市は大都市近郊に位置し、高い交通利便性等により今後も一定の住宅需要や都市機能の集積などが見込まれます。このため、農用地や森林等の自然的環境と都市的な土地利用との調和を図りつつ、土地需要を適正に把握した上で、有効利用を進める必要があります。

人々の価値観の多様化や人口減少・少子高齢社会の進行等の社会情勢の変化から、住居のほか、医療や商業などの都市機能をコンパクトに集約し、健康で文化的な生活に資する健康・福祉機能を充実させるとともに、都市機能が集約された拠点間および居住地を結ぶ公共交通網を強化することにより、利便性を向上させていくことが必要です。

一方で、美しい自然や景観の確保などといった、安心できる環境やゆとりのある空間を確保し、快適性を高めていくとともに、活力の低下が懸念される地域コミュニティを維持していくことが必要です。

また、災害に強い基盤整備等により、地震や風水害等の災害に対する安全性を高めることが求められています。

土地利用にあたっては、長期的な視点に立った持続可能な利用を基本とすることが求められており、河川や琵琶湖の水質のほか、水源の涵養機能、自然的環境や景観の保全にも配慮した土地利用を図ることが必要です。

### 2 基本方針

市街地でのにぎわいの創出と、周辺地域における自然的環境・景観の保全との調整を図りつつ、秩序ある計画的な市街化区域<sup>\*</sup>の拡大を図ります。森林、農用地の土地利用転換にあたっては、慎重な配慮のもとで適正かつ計画的に進めます。

市街地においては、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用を図るとともに、様々な都市機能の集約によりにぎわいを創出し、多様な人々が集い、憩い、楽しめる快適な住環境の整備を進めます。

周辺地域においては、自然や風土との共生に配慮し、やすらぎとうるおいを感じる景観の形成を図りつつ、空き家・空き地等に対する取組により、既存集落の活力低下や空洞化を防ぎ、地域コミュニティの維持を図ります。

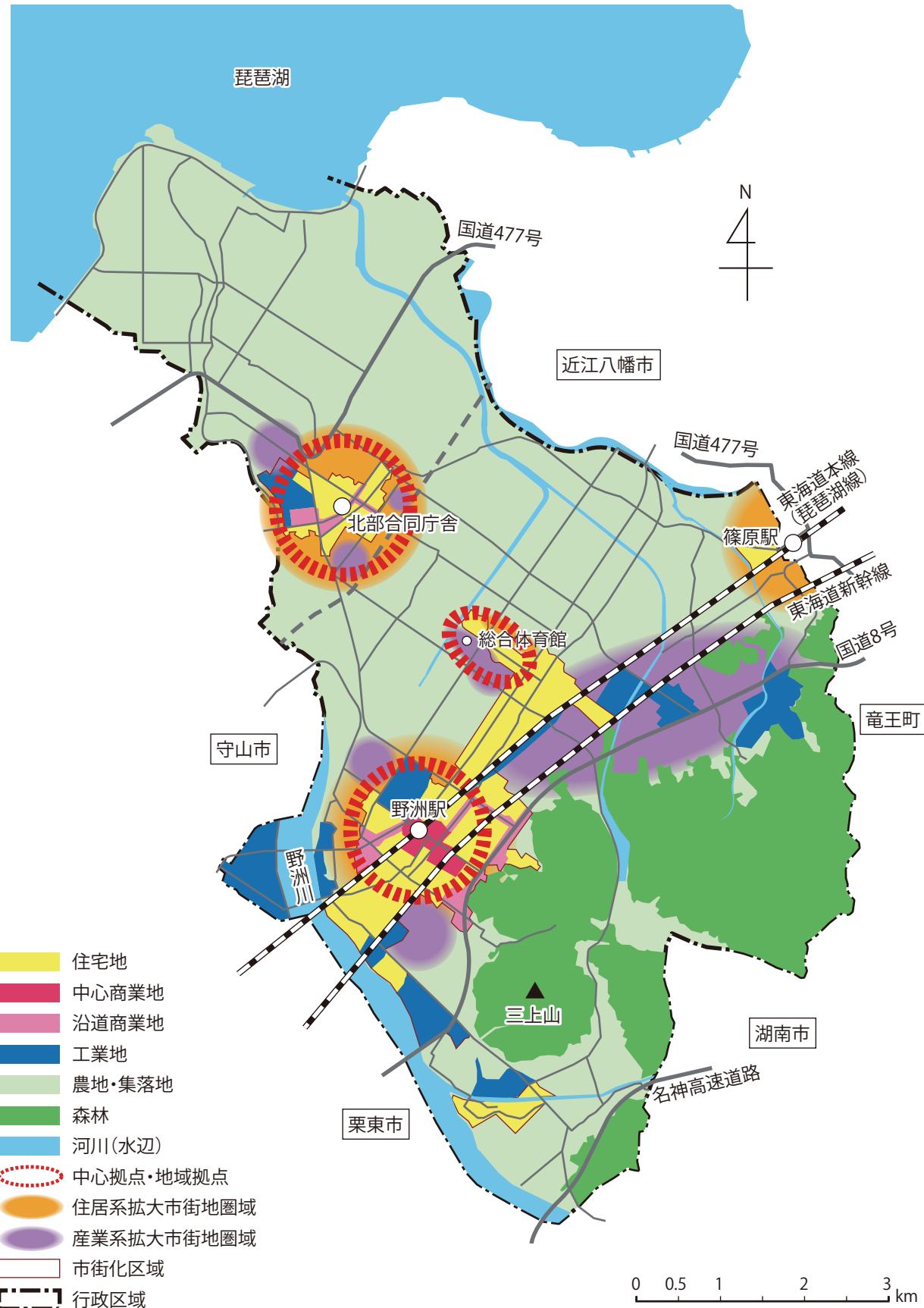
また、公園や緑地を計画的に配置することで、生活の快適性を向上させるとともに、災害に対する安全性を高めます。

都市機能が集約された拠点間および居住地を結ぶ公共交通網を充実させる「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>\*</sup>」の構築を図り、JR野洲駅周辺を「中心拠点」、北部合同庁舎周辺と総合体育館周辺をそれぞれ「地域拠点」として位置づけ、持続可能な都市づくりを計画的に進めます。

地球温暖化の防止や食料等自給率の向上、生態系、水源及び景観等に十分配慮しつつ、農林水産業の生産活動とゆとりある居住環境の調和をめざした適正な保全と、耕作放棄地の解消を図ります。

特に、重要な自然環境である琵琶湖とその湖岸や河川等の水辺、並びに三上山を中心とした里山等については、良好な景観資源でもあることから、その保全を図ります。

### 3 土地利用構想図



# II これからのまちづくりに向けて

## 1. 本市の課題

### 1 子育て・教育・人権

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、豊かな地域を守り育てていくためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが活躍できる社会であることが求められます。

子育てについては、野洲市の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子育て中の親が孤立せず気軽に相談し、必要なサポートを受け、地域全体で子育てを支える環境づくりが求められています。

教育については、学力や体力はもちろんのこと、文化・芸術・科学など子どもたちの多様な可能性を伸ばす環境づくりを地域・家庭とともにに行うことや、いじめの早期発見・早期対応や配慮の必要な児童・生徒に対する対応の充実など、誰もが十分な教育を受けられる環境を整える必要があります。また、子どもから大人までが生涯にわたって学び、その成果を生かす機会があることで、さらなる活動につながるような学びの好循環を築いていくことが重要です。

人権の尊重については、これまでさまざまな取組が行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化や人々の意識の変化などに伴う新たな課題も生じています。部落差別の解消推進や女性の人権の尊重のほか、いじめや児童虐待等に伴う子どもの人権侵害、高齢者や障がい者への虐待、外国人やLGBT<sup>\*</sup>をはじめとする性的志向や性自認に関わる偏見や差別、インターネット等を通じた人権侵害など、様々な課題について認識を深め、様々な背景を持つ人がともに生きる地域を作っていく必要があります。

### 2 福祉・生活

高齢化の進行や世帯構成の変化等に伴い、高齢者や障がいのある人の一人暮らしや夫婦2人暮らしが増え、社会的に孤立しがちな人が増えています。市民が抱える生活課題が複雑化・複合化しており、地域や関係機関が連携しながら、分野にとらわれない総合的な相談支援体制をつくることが必要となっています。

今後は支える側、支えられる側という一方的な関係ではなく、誰もが地域の中で役割を担うことにより、孤立を防止し、生きがいや健康維持につなげ、すべての人が住み慣れた地域で安心してともに支え合いながら暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、心身両面の健康づくりにあたり、誰もが自身の心と体に关心を持って健康増進に取り組める環境整備を進める必要があります。健康面での安心を支える地域の医療体制については、周辺地域を含めた各機関の適切な役割分担と連携のもと、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制を整備する必要があります。

### 3 産業・観光・歴史文化

野洲市では、大都市圏への近接性や交通インフラ<sup>\*</sup>の整備状況等から、ICT<sup>\*</sup>関係をはじめとする製造業が集積し、近年は製造拠点のみならず、開発・研究拠点が進出し、設備投資への意欲が盛んになっています。しかし、市街化区域<sup>\*</sup>が狭小であることから、事業拡張のための用地が不足しています。

一方、商業においては、大規模な商業施設の立地が進む一方で、地域を支える商店等の小規模事業者の支援が課題となっており、商店の少ない地域においては、車での移動が困難な高齢者を中心に、食料品の購入等に不便や苦労を感じる人が増えています。

農林水産業は、農水産品や木材を供給するだけでなく、生物多様性<sup>\*</sup>の保全や災害防止などの多面的機能を有していますが、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しています。農業では販売農家数や経営耕地面積は縮小を続けており、農地の集約や担い手の確保が求められています。林業では放置森林が増加しており、漁業ではアユが記録的な不漁になるなど、森林・水産資源の適切な管理や回復に向けた取組が求められています。

観光については、人口減少時代において、住民ではなくても地域とつながりを持つ交流人口・関係人口<sup>\*</sup>を増やしていく手掛かりとして注目されています。野洲市は豊かな自然・歴史文化を有していますが、それらを観光につなげ、有効に活用していくための仕組み・体制づくりが課題となっています。

### 4 環境・都市計画・都市基盤整備

野洲市の自然環境の豊かさは、多くの市民の地域への愛着や誇りの源泉となっており、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全を一層進めていく必要があります。地球全体では温室効果ガスの排出量の増加に伴う気候変動問題が深刻化しており、省エネルギーをはじめとする低炭素社会<sup>\*</sup>の形成を推進する必要がありますほか、循環型社会<sup>\*</sup>の形成に向けては、3R<sup>\*</sup>の推進が必要です。また、気候変動に伴う風水害の増加をはじめ、各地で様々な自然災害が発生していることを踏まえ、ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。これらの活動を市民と協働で進めていく上では、その担い手を確保していくことも重要です。

また、健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進するため、都市の発展に必要な市街化区域を確保しつつ、「中心拠点」と「地域拠点」に都市機能を誘導し、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を充実させた「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>\*</sup>」の都市づくりを行っていく必要があります。そのような都市を形成する上で、公共交通の利便性の向上や交通渋滞の解消に向けた道路整備、生活道路の安全確保が求められています。

### 5 市民活動・行財政運営

地域の活性化や地域課題の解決に向け、市民自らが取り組む市民活動や自治会活動は今後一層重要な必要がありますが、少子高齢化やライフスタイルの多様化等により担い手の確保が課題となっています。誰もが気軽に活動できる環境づくりと、市民・市民活動団体・自治会・事業者・行政の協働により、暮らしやすい地域づくりを進めることができます。また、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携し、市民の生活の質を向上させていくことが求められます。

財政運営については、高齢化の進行や、子育て支援に関するニーズの高まり等により、今後も扶助費の増

加が見込まれるほか、公共施設やインフラの老朽化が進み、維持補修費も増加すると見込まれます。他方、人口が横ばいから減少傾向で推移することが見込まれるため、歳出が増加する一方で、歳入の増加が期待しにくく、今後も厳しい運営が予想されます。今後も適切な行政サービスを提供できる体制を維持するため、将来への見通しをもち、AI<sup>\*</sup>やICTなどを効果的に活用して、計画的・効率的な行政運営を行う必要があります。

## 2. めざす将来都市像

これまでに整理した社会潮流、市民の意見、野洲市の特性、野洲市の課題を踏まえ、第2次野洲市総合計画におけるめざす将来都市像を以下のように定めます。

### 社会潮流

- ◆人口減少・少子高齢社会の到来
  - 全国的に人口が減り、高齢者が増える社会
- ◆生活様式の変化・多様化
  - 一人暮らし世帯、共働き世帯の増加
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新しい生活様式、テレワークの普及
- ◆安全・安心への関心の高まり
  - 風水害の頻発、地震への懸念、高齢者を狙った犯罪
- ◆地球環境の保全
  - 生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ対策
  - 温暖化の進行に伴う自然災害の増加
- ◆情報社会の進展
  - インターネットの全世代的な普及、AI技術等の発展
- ◆地方の自立と協働の必要性
  - 東京一極集中の緩和と地方移住への注目
  - 地域団体・NPO・企業等多様な主体との連携

### 野洲市の特性

- ◆水と緑の豊かな自然
  - 三上山、野洲川、琵琶湖、田園地帯
- ◆豊富な歴史・文化遺産
  - 銅鐸、中山道、朝鮮人街道
  - 国宝や重要文化財をはじめとする多くの文化財や歴史遺産
- ◆高い交通利便性
  - 大都市圏へ鉄道や車ですぐに行くことができる
- ◆ICT産業をはじめとする製造業の立地
  - 世界的シェアを誇る企業の立地
- ◆堅調な人口推移
  - 全国的に人口減少が進む中、野洲市は横ばいで推移

### 市民の意見

- ◆野洲市の自然や文化・歴史・伝統に誇り・愛着を感じる市民が多い
- ◆今後も住み続けたいと思っている市民が多い
  - 理由の多くは「自分の家、土地があるから」
  - 公共交通や商業施設等の面から不便であり、住み続けたくないという市民もいる
- ◆理想とする将来のまちの姿として「災害に強く、犯罪の少ない安全・安心なまち」「安心して子どもを産み育てることのできるまち」を望む市民が多い
- ◆今後重要な施策として、バランスのとれた財政運営や充実した学校教育施策を挙げる市民が多い

### 野洲市の課題

- ◆子育て・教育・人権
  - 地域全体で子育てを支える環境づくり
  - 世代間・地域間での学びの好循環の形成
  - 様々な背景を持つ人がともに生きる地域社会づくり
- ◆福祉・生活
  - すべての人が地域の中で役割を担い支え合う共生社会の実現
  - 地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制の整備
- ◆産業・観光・歴史文化
  - 地域特性や市民ニーズを踏まえた商工業の振興
  - 持続可能な農林水産業経営の実現
  - 地域資源を有効活用した観光の振興
- ◆環境・都市計画・都市基盤整備
  - 自然環境の保全と低炭素社会の形成
  - ハード・ソフト両面での災害に強いまちづくり
  - 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現
- ◆市民活動・行財政運営
  - 協働の仕組みの充実
  - AIやICTの活用による計画的で効率的な行政運営

### めざす将来都市像

## 「多様な人々と多彩な自然が調和した、 個性輝くにじいろのまち」

無数の色が調和して一つとなり美しく輝く虹のように、多様な人々がともに暮らし、互いに認め合いながら個性を發揮し、山や田畠、川や湖など、色とりどりの自然が都市の中で調和するまちをめざします。多様な人々と自然をはじめとする多彩な地域資源がそれぞれに輝きながら調和する、笑顔あふれる都市を実現することで、「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざします。

笑顔あふれる にじいろ都市 やす

### 3. まちづくりの基本方針

将来都市像を実現するため、まちづくりの基本姿勢と分野ごとの基本方針を次のとおり定め、具体的な取組を進めます。

#### 1 基本姿勢

##### ① 協働のまちづくり

社会課題が複雑化し、市民のニーズが多様化する中で、きめ細やかな対応をしていくためには、市民を中心として、行政や事業者、自治会等それが果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かしてともにまちづくりに取り組む必要があります。また、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携し、様々な視点からのアイデアや工夫を取り入れ、地域課題の解決や市民サービスの向上に取り組む必要があります。各主体とまちづくりの目標や課題を共有しながら、お互いを尊重し、信頼し、協力し合う「協働」によるまちづくりを進めます。

##### ② SDGsの実現

SDGs\*で掲げられている17の目標は、環境、経済、人権、教育、健康など幅広く、また複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、団体等の多様なステークホルダー（利害関係者）と連携を図りながら、統合的に問題を解決することが必要です。将来にわたって持続可能なまちを築いていくという横断的な視点のもと、総合計画の各分野においてSDGsとのつながりを意識しながらまちづくりを進め、SDGsの実現を図ります。



(資料)国際連合

## 2 分野ごとの基本方針

### 子育て・教育・人権

- 地域全体で次世代を育てるより良い環境の中で、親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまちをめざします。
- 誰もが、生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に生かされ、学びの好循環が生まれるまちをめざします。
- すべての市民がお互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまちをめざします。

### 福祉・生活

- 誰もが自身の心と体の健康に关心を持って生きがいづくりや健康増進に取り組める環境を整えるとともに、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるまちをめざします。
- 誰もが住み慣れた地域の中で社会的役割を担い、つながりを保ちながら、自分らしく生活できる「地域共生社会\*」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活ができるまちをめざします。
- 事業者や地域と連携した包括的な相談支援体制の整備を図り、生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまちをめざします。

### 産業・観光・歴史文化

- 地域の特性を踏まえた商工業の活性化や、持続可能で安定した農林水産業の経営を推進し、地域経済が活性化し、市民生活が充実したまちをめざします。
- 豊かな自然や歴史等の地域資源を生かした、野洲市ならではの体験や学びの情報発信や、ニーズに対応する新たな観光資源の掘り起こしを進め、多くの人が訪れ、楽しめるまちをめざします。
- 地域資源を生かした地域ブランドの創出や、商工業・農業・観光・歴史文化等分野を超えた交流や連携を進め、多様な人々の関わりが生まれるまちをめざします。

### 環境・都市計画・都市基盤整備

- 里山から河川、琵琶湖までの連続する豊かな自然環境が守られるまちをめざします。
- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>\*</sup>」の考え方のもと、必要な都市機能が「中心拠点」と「地域拠点」において確保され、公共交通等のネットワークで結ばれるまちをめざします。
- 豊かな自然環境を守りつつ、地域特性に合わせた快適な都市環境を確保し、安全で安心なまちをめざします。
- 激甚化する台風等の自然災害への対応として、ハード・ソフト両面で災害に強いまちをめざします。

### 市民活動・行財政運営

- 市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民と行政の協働による暮らしやすいまちをめざします。
- 行政が持つ様々な情報を市民と共有し、透明性が高く、効果的・効率的に行財政が運営されるまちをめざします。





# 基本計画



## 施策体系

### 分野

### 施策

#### 1. 子育て・教育・人権

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 青少年の健全育成
- 1-3 学校教育の充実
- 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
- 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現

#### 2. 福祉・生活

- 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備
- 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 2-3 障がい児・者福祉の充実
- 2-4 地域福祉の推進
- 2-5 生活困窮者等への支援の充実
- 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

#### 3. 産業・観光・歴史文化

- 3-1 商工業の振興
- 3-2 農林水産業の振興
- 3-3 地域資源を生かした観光の振興
- 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

#### 4. 環境・都市計画・ 都市基盤整備

- 4-1 均衡ある土地利用の推進
- 4-2 自然環境・美しい景観の保全
- 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
- 4-4 防災・減災対策の強化
- 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進
- 4-6 公共交通の利便性の向上

#### 5. 市民活動・行財政運営

- 5-1 市民活動・自治会活動の推進
- 5-2 市民との情報共有の推進
- 5-3 効果的・効率的な行財政運営

# 計画の見方

基本構想で示した分野を示しています。

施策名を示しています。

各施策において5年後の本市がめざす姿を示しています。

分野  
1

## 子育て・教育・人権

施策  
1

### 子育て支援の充実

#### ▶めざす姿

すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。

#### ▶現状・課題

少子化の進行や世帯の細分化、生活困窮と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。

すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、ニーズに合わせた子育てサービスの充実や子育て環境の整備、経済的負担の軽減や子育てにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行うことが必要です。

待機児童の解消にあたっては、保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。

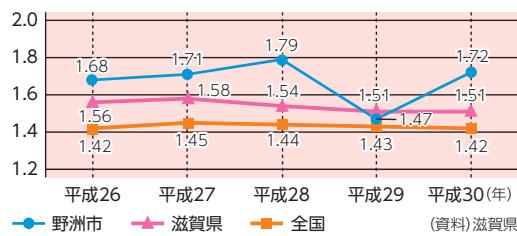
各施策についての現状と課題、本市のこれまでの取組等を示しています。

不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、多くの親子が利用しているものの、家庭や地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てをする環境を作っていく必要があります。

さらに、子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

児童虐待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。また、様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然に防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に発見し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関の連携を強化し、協働して取り組むことが必要です。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型<sup>\*</sup>の支援を充実させることも必要です。

合計特殊出生率<sup>\*</sup>の推移(県・全国との比較)



めざす姿の実現に向けての取組方針及び方針に基づく主な取組を示しています。

取組方針に対応する個別計画(下に記載)との対応を示しています。

この施策に関連する主なSDGsのゴールを示しています。

### ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①子育て家庭への支援の充実</b> 妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子どもを産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援します。	医療機関・子育て支援センター等との連携・協働による相談支援、ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実
<b>②安心して子育てできる環境の整備</b> 多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の確保・育成を推進するとともに、地域における子育て支援の充実を図ります。	保育ニーズに応じた保育園・こども園・学童保育所の環境整備、保育人材バンクの活用等による保育人材の確保、就学前教育・保育における質の確保・向上、地域における子育て支援環境の整備
<b>③児童虐待の未然防止及び早期発見・対応</b> 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し、適切な対応が取れるよう、体制の充実を図ります。	産前・産後サポート事業等の妊娠婦支援事業の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化

### 対応する主なSDGsのゴール



### ▶指標

めざす姿の実現状況を把握するための指標について現状値と目標値を示しています。

指標	現状値	目標値
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人
児童虐待終結件数／児童虐待件数	17.2%	20.0%

### ▶関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画
- ほほえみやす21健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

この施策に関連する市の主要な個別計画を示しています。

# 子育て・教育・人権

施策  
1

## 子育て支援の充実

### ▶めざす姿

すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。

### ▶現状・課題

少子化の進行や世帯の細分化、生活困窮と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。

すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、ニーズに合わせた子育てサービスの充実や子育て環境の整備、経済的負担の軽減や子育てにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行うことが必要です。

待機児童の解消にあたっては、保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。

子育て家庭の不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、多くの親子が利用しているものの、家庭や地域の子育て力の弱まりや、子育て家庭の孤立化は依然として課題となっています。身近なところで気軽に集い、相談できるような地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てをする環境を作っていく必要があります。

また、妊娠期から子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

児童虐待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。また、様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然に防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に発見し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関の連携を強化し、協働して取り組むことが必要です。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型<sup>\*</sup>の支援を充実させることも必要です。

合計特殊出生率<sup>\*</sup>の推移(県・全国との比較)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①子育て家庭への支援の充実</b></p> <p>妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子どもを産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援します。</p>	<p>医療機関・子育て支援センター等との連携・協働による相談支援、ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実</p>
<p><b>②安心して子育てできる環境の整備</b></p> <p>多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の確保・育成を推進するとともに、地域における子育て支援の充実を図ります。</p>	<p>保育ニーズに応じた保育園・こども園・学童保育所の環境整備、保育人材バンクの活用等による保育人材の確保、就学前教育・保育における質の確保・向上、地域における子育て支援環境の整備</p>
<p><b>③児童虐待の未然防止及び早期発見・対応</b></p> <p>児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し、適切な対応が取れるよう、体制の充実を図ります。</p>	<p>産前・産後サポート事業等の妊産婦支援事業の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人
児童虐待終結件数／児童虐待件数	17.2%	20.0%

## ▶関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画
- ほほえみやす21健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

施策  
2

## 青少年の健全育成

### ▶めざす姿

家庭、学校、地域、関係機関が一体となった社会の中で、青少年の自主性や自立性と豊かな感性が育まれています。

### ▶現状・課題

青少年期は豊かな人間性を育みながら、一人の人間としての自立を促す重要な時期にあたりますが、情報化の進展や共働き世帯の増加などの家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化など、青少年を取り巻く環境は激しく変化しています。

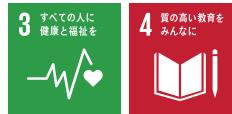
青少年の健全育成のため、子どもの居場所づくりや多様な世代が参画する様々な活動への支援を継続するとともに、今後は、子どもが自由に活動できる場を提供し、子どもが主体的に学び成長できるような育てる支援へ転換していく必要があります。

青少年育成団体の後継者確保が課題となっており、子どもも大人も主体的に活動に関われるような場所と機会を提供することで、次代の地域活動のリーダーを育成していくことが求められています。

また、すべての青少年が心身ともに健やかに成長していくよう、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって連携し、非行の防止やひきこもり等への支援を着実に行う必要があります。

地域子ども教室の参加人数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①青少年の自主性を育てる機会や場の提供</b> 青少年が自主的・主体的に学び活動できるよう支援を行い、これらの活動を通して将来の地域活動におけるリーダーの育成に取り組みます。</p>	<p>地域の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供</p>
<p><b>②非行の防止やひきこもり等への支援</b> 家庭、学校、地域、関係機関が一体となり、青少年を有害な情報や犯罪から守り、非行の未然防止やひきこもり等への支援を行います。</p>	<p>学校・地域・少年センター・警察等と連携した非行防止やひきこもり対策の推進、情報発信や相談支援体制の整備</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
地域子ども教室の参加人数	4,310人	5,020人
少年センターの相談件数	554件	590件

## ▶関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 生涯学習振興計画

施策  
3

## 学校教育の充実

## ▶めざす姿

家庭、学校、地域、関係機関が連携して子どもたちに充実した教育機会を提供し、すべての子どもたちが確かな学力と豊かな心と健康な体を育みながら、いきいきと学んでいます。

## ▶現状・課題

確かな学力の定着・向上のためには、子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感し、家庭学習などの自主学習を着実に行っていくことが必要です。

学校では、近年急速に進む情報化とグローバル化により、従来からの基礎学力に加え、プログラミング学習を通じた論理的思考力や情報活用能力、英語力など、新しい能力の獲得が求められるようになっています。これらの新しい教育内容に対応するための教員の資質向上が求められる他、教育をサポートし、効果を高めるためのICT<sup>\*</sup>環境の整備と活用の推進が必要となっています。

また、就学前教育・保育とも連携し、授業のみならず様々な活動や体験を通じて、豊かな心と健康な体を育み、子どもたちが自ら考え、判断して行動し、学んだことを社会で生かせるような力を養う必要があります。

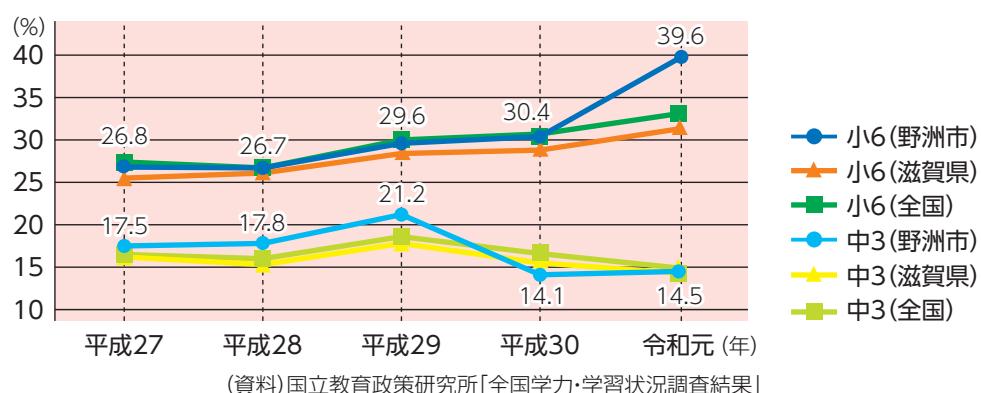
家庭は子どもが育つ上で重要な役割と責任を担っており、家庭学習や読書活動の充実等、家庭や地域での過ごし方を見直す必要があります。

また、貧困や虐待などの課題を抱えた家庭や、子育てへの無関心や過保護・過干渉などの家庭等もあり、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校と関係機関が協力し、子どもの育ちへの支援を行うことが必要となっています。

不登校児童生徒の増加やいじめの問題、個別の支援を必要とする子どもの増加など、一人ひとりの状況に応じた教育機会の提供が一層必要となっています。また、子どもだけでなく、親子をまるごとサポートできる体制の整備が必要であり、迅速に組織的な対応を進める必要があります。

このほか、老朽化する教育施設の更新、通学路の安全確保など、子どもたちの安全を守る教育環境の整備や、教育活動を担う教職員の働きやすい環境づくり、また地域の教育力を生かした地域に根ざす学校づくりを行っていくことで、市全体で子どもたちの教育を支えていくことが求められています。

#### 「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童生徒の割合の推移(県・全国との比較)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①確かな学力の定着・向上</b> <p>子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感出来るよう、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力の定着・向上を図ります。様々な活動や体験を通じ、豊かな心と健康な体、また自ら考え、判断して行動できる力を育みます。</p>	<p>読書活動の推進、教員の資質向上、学習指導要領に則した授業改善、家庭学習の充実、「子どもの体力向上プラン」の策定と着実な実行</p>
<b>②子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実</b> <p>関連機関と連携し、教育的支援を必要とする子どものニーズに合わせた相談支援体制や、家庭全体を支援する体制を充実させます。</p>	<p>特別支援教育の充実、いじめや不登校等への対応、相談支援体制の充実</p>
<b>③安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進</b> <p>教育施設の整備や学校教育を支える教職員の働きやすい職場環境づくりなど、安全・安心な教育環境の整備を図ります。</p>	<p>校務の効率化を図るシステム活用の推進、授業でのICT機器活用の推進、学校施設の保全・更新、通学路の安全対策の推進</p>
<b>④地域に根ざした学校づくりの推進</b> <p>地域と連携しながら、「地域に開かれた学校」、「地域とともに歩む学校」づくりに取り組みます。</p>	<p>元気な学校づくり事業・学校応援団事業の推進、地域に関する学習機会の確保</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
「家で自分で計画を立て勉強をしている」児童生徒の割合	小学6年:39.6% 中学3年:14.5%	小、中学生とも 50.0%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」児童生徒の割合	小学6年:13.7% 中学3年:11.9%	小、中学生とも 30.0%

## ▶関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育振興基本計画
- 元気な学校づくりマスターplan
- 食育推進計画
- ほほえみやすや21健康プラン
- 生涯学習振興計画
- ◆ スポーツ推進計画
- ◆ 子どもの読書活動推進計画

施策  
4

## 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進

## ▶めざす姿

子どもから大人までが主体的に学び、スポーツや文化芸術に親しみ、生きがいや楽しさを感じながら心身ともに健康に暮らしています。

## ▶現状・課題

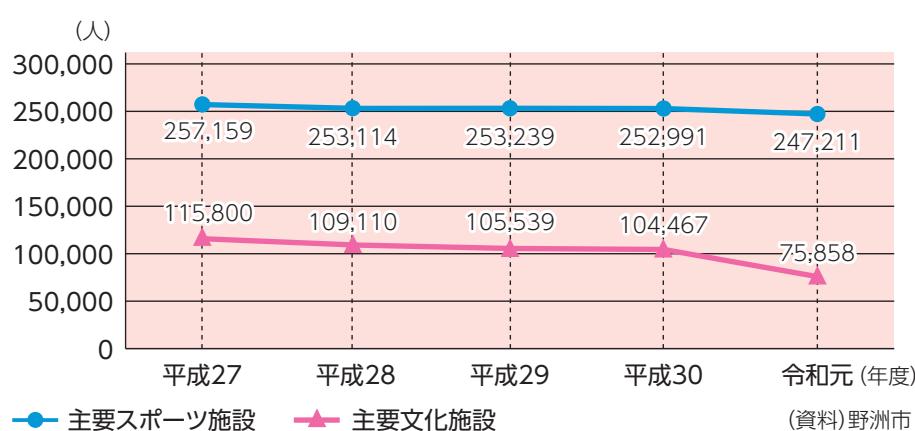
日常的に趣味やスポーツ、レクリエーション等の活動をし、文化芸術に親しみ、生涯にわたって学び続けることは、心豊かで生きがいのある充実した生活を送るために必要です。

学習やスポーツの機会への参加者の固定化が課題となっており、子どもから大人まで年齢や障がいの有無等にかかわらず、幅広い市民が主体的に参加し、交流し、学びが得られるよう支援する必要があります。市民ニーズに沿ったメニューの充実やICT<sup>\*</sup>等を活用した新たな学習手法の導入、また、わかりやすく情報が届くような仕組みづくりが必要となっています。団体やサークルの指導者等の高齢化が進行しており、主体的な活動への参加を通じて、後継者の育成・確保に取り組むことも必要です。

学んだことを発表し地域で生かせる機会があることで、やりがいや学ぶ意欲が高まり、さらなる主体的な活動につながる好循環となるよう取組を進める必要があります。また、学習成果を活用し、地域活動やボランティア活動をすることは、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化の中、地域のつながりづくりや地域課題の解決においても重要です。

文化芸術については、鑑賞・創作の両面から、市民が気軽に親しめる機会の提供や環境整備の必要があります。

市内主要施設利用者数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①生涯学習・生涯スポーツの機会の提供</b></p> <p>幅広い市民が生涯学習や生涯スポーツに主体的に取り組み、交流する機会が増えるよう、市民ニーズや社会的課題に応じたメニューを充実させ、わかりやすく情報を発信します。</p>	<p>生涯学習・スポーツの機会の提供、身近な施設を活用した活動の推進、インターネット等を活用したわかりやすい情報発信</p>
<p><b>②生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援</b></p> <p>生涯学習・生涯スポーツの活動団体への支援や、学んだ成果を生かせる機会の充実等により、活動の活性化や活動を担う人材の育成に取り組みます。</p>	<p>社会教育関係団体への支援と担い手の育成、活動しやすい環境の整備</p>
<p><b>③文化芸術の振興</b></p> <p>子どもから大人まで、鑑賞・創作の両面から市民が気軽に文化芸術に親しめる機会の充実を図ります。</p>	<p>美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動の支援、舞台芸術の鑑賞機会の充実</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
主要文化施設の利用者数	75,858人	110,000人
生涯学習出前講座の実施回数	84回	90回
図書館の利用者数	10,356人	11,000人

## ▶関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 子どもの読書活動推進計画
- 生涯学習振興計画
- スポーツ推進計画

施策  
5

## 人権の尊重と多文化共生社会の実現

### ▶めざす姿

性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い支え合いながら、ともに生活しています。

### ▶現状・課題

子ども、高齢者、障がい者、女性等への人権問題や同和問題に対しては、様々な取組を実施していますが、依然として人権問題は存在しています。また、社会の変化に伴い、LGBT<sup>\*</sup>等性的少数者への偏見やインターネット等を通じた人権侵害など、新たな人権課題への対応も必要となっています。

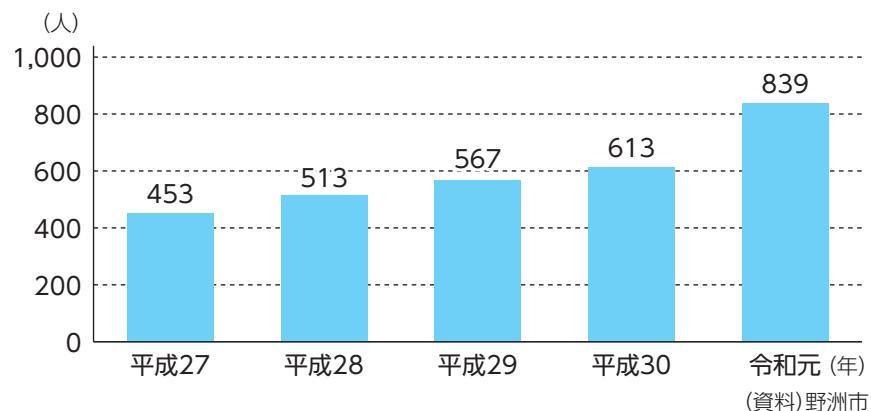
人権教育や人権啓発においては、内容のマンネリ化や参加者の固定化が課題となっており、誰もが身近な問題として考えられるような手法の見直しや、人材や団体の育成を進める必要があります。

また、人権相談の内容が複雑化・多様化・長期化しており、人権課題の解消に向け、相談支援体制の充実や専門性の向上を図る必要があります。

外国人を雇用する企業の増加等により、市内の外国人住民が増加及び多国籍化しており、言語や文化の違いによって外国人が孤立化することが懸念されています。違いを認め合いながら、ともに支え合って生活できるよう、学校・地域・企業等と連携しながら、生活習慣や文化の違いについて相互理解を促進し、多文化共生<sup>\*</sup>の地域づくりを推進する必要があります。

多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育や啓発の成果が個々の学びで終わらず、世代や地域を越えて循環するよう、社会の変化に応じて既存の取組の見直しを行いつつ、学校、企業、地域との連携を深めていくことが必要です。

外国人住民の人口の推移(各年12月31日時点)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実</b> 学校、地域、企業における人権教育や人権啓発を充実させるとともに、相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>インターネットによる人権侵害等新たな人権課題にも対応した人権教育・人権啓発の充実、相談支援体制の充実、パネル展等による平和教育・啓発の推進</p>
<p><b>②男女共同参画の推進</b> 家庭、地域、企業における男女平等の意識づくりに取り組み、男女共同参画社会を推進します。</p>	<p>家庭・地域・職場等における意識啓発の推進、企業訪問等による女性活躍に関する周知・啓発、DV*被害の相談窓口の周知と相談支援体制の充実</p>
<p><b>③多文化共生の推進</b> 学校・地域・企業等と連携しながら多文化理解を促進し、多文化共生の地域づくりを推進するとともに、外国人住民への支援を行います。</p>	<p>国際理解教育の推進、外国人との交流機会の充実、外国人住民への支援の充実</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
人権尊重をめざす市民のつどいへの新規参加者数	90人	180人
審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
姉妹都市交流事業への参加希望者数	10人	20人

## ▶関連する主な市の計画

- 人権施策基本計画
- 男女共同参画行動計画

施策  
1

## 健康づくりの推進と地域医療体制の整備

## ▶めざす姿

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。

## ▶現状・課題

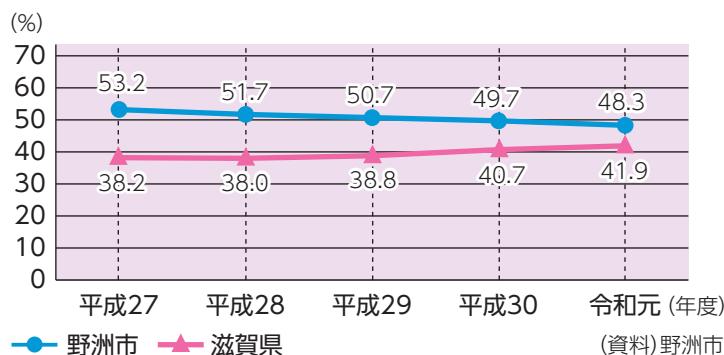
高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて心と体の健康づくりを進め、健康寿命を延ばすことは重要な課題です。食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣に起因する生活習慣病が健康上の大きな脅威となっており、特に野洲市では、喫煙が影響する慢性閉そく性肺疾患<sup>\*</sup>や肺がんにおける男性の標準化死亡比<sup>\*</sup>が高く、健康づくりの大きな柱として、全身の健康状態に影響を及ぼすタバコへの対策を進める必要があります。また、うつ病などのこころの病気にかかる人の増加、自殺者が毎年発生している状況も、大きな問題となっています。心身両面の健康づくりにあたっては、「自分の健康は自分でつくる」ための個人への働きかけとともに、その環境づくりを社会全体で推進するという考え方のもと、取組を進めていくことが重要です。

健康づくりに向けた意識啓発や、健(検)診の受診を勧めるとともに、医療機関と連携した保健指導や市の健康課題に対応する取組を効果的に推進するための体制づくりを進めていく必要があります。また、食育<sup>\*</sup>は、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するための基本であり、家庭・地域・学校・関係機関等が役割を分担し、連携しながら、総合的かつ計画的に取組を推進します。

心の健康づくりについては、相談や啓発等を進めるとともに、自殺の予防に向け、自殺対策を支える人材育成や、リスクが高い状況にある人への支援を強化し、「生きることへの包括的な支援」を行うことが必要です。

医療については、機能の分化・連携を推進することにより、地域全体で切れ目なく提供される体制を整備する必要があります。新たな病院として、中程度の症状の患者への対応や、重要な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割、診療所等の後方支援の役割を担い、周辺の医療機関との適切な役割分担と連携のもと、市民の健康と安心を守る医療機関を整備します。

特定健診<sup>\*</sup>受診率の推移(県との比較)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①市民の健康づくりへの支援</b> 市民が自ら健康づくりに取り組むための支援や体制の充実を図ります。また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携により、相談支援体制の充実を図ります。	健康づくりに関する意識啓発・教育の実施、食育に関する意識啓発・教育の実施、健(検)診の受診勧奨、地域の健康づくりの取組支援、自殺対策の推進
<b>②地域医療体制の整備</b> 市民が住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けることができる環境を整備します。	新病院の整備、市立病院の運営、診療所・周辺病院・大学病院等の関係機関との役割分担と連携による地域医療体制の整備

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
特定健診受診率	48.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	29.8%	35.0%
喫煙率	男性22.9% 女性 4.1%	男性21.1% 女性 3.5%

## ▶関連する主な市の計画

- ほほえみやす21健康プラン
- 食育推進計画
- 国民健康保険保健事業実施計画(データ
- いのち支える野洲市自殺対策計画
- ヘルス計画)・特定健康診査等実施計画
- 地域福祉基本計画

施策  
2

## 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

## ▶めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。

## ▶現状・課題

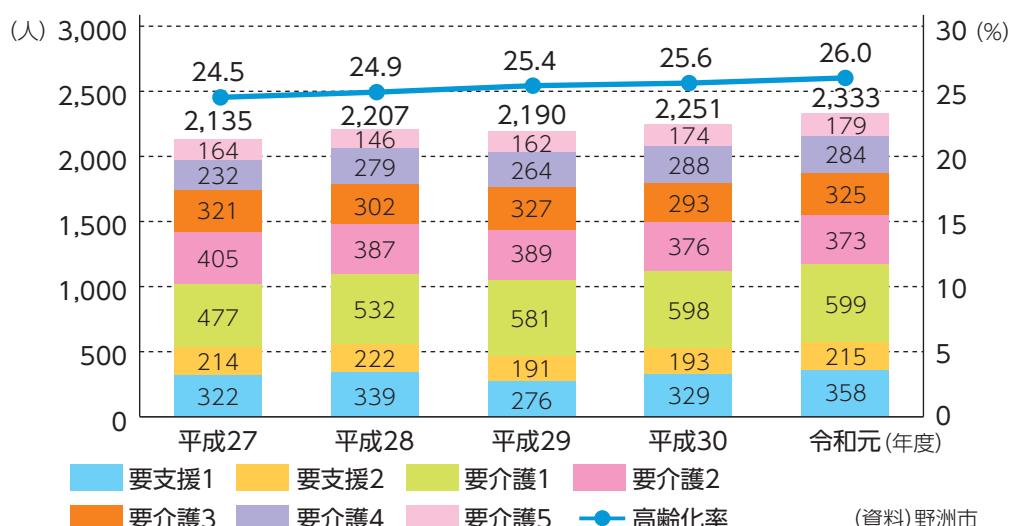
令和7年に団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、認知症をはじめ介護や医療を必要とする人の増加が見込まれます。

近年特に、高齢者の単身や夫婦のみの世帯が増加しており、地域との関係を十分築けず社会的に孤立してしまうことで、日常生活上の問題や健康面の不安を有する高齢者が増えています。また、経済的に困窮した高齢者や複合的な生活課題を持つ高齢者が増えており、高齢者への虐待も様々な態様で増加しています。行政、地域、市民がそれぞれの役割を高め、お互いに連携して取り組んでいく必要があります。

一方で、高齢者の体力はこの20年間で5歳から10歳ほど若返ったといわれており、元気な高齢者も増えています。これまで培ってきた能力や知識、経験を生かして、地域や社会で活躍したいと考えている高齢者も多く、そういった高齢者の力による活発な地域活動も多くあります。高齢者の居場所である地域のサロン活動も市内全域で充実・拡大しており、高齢者が自主的に筋力体操などを行うグループ活動も増えています。

野洲市ではこれまで、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設や病院のベッド数の確保を進めてきました。今後は高齢者や家族がより安心して自宅での療養や介護ができるよう、在宅サービスの充実とその利用を促していく必要があります。

要介護認定者数と高齢化率の推移(各年度末)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①健康づくり活動と社会参加の促進</b> <p>高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むきっかけや環境づくりを行うとともに、地域活動やボランティア活動に参加し活躍できるよう後押しをすることで、生きがいを持って健康に楽しく暮らす高齢者を増やします。</p>	<p>「いきいき百歳体操※」等の介護予防活動の促進、高齢者の学びの場の提供、ボランティア活動や高齢者相互支援活動の推進、認知症予防の啓発や早期診断対策の強化、高齢者の保健事業と介護予防の一的な実施</p>
<b>②高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり</b> <p>身近な地域で相談や支援を行う体制を充実させるとともに、市民が行う多様な福祉活動とまちづくり活動が相互に作用し結びついて発展していくように促すことで、地域で安心して暮らせる高齢者を増やします。</p>	<p>地域包括支援センターの機能強化と各中学校圏域への設置、「小地域ふれあいサロン※」等の市民によるつながり・見守り活動の促進、認知症高齢者を市民や地域で見守るしくみの充実</p>
<b>③市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進</b> <p>市民ニーズに沿った在宅サービスを整え、介護が必要な高齢者が安心して在宅で療養できるまちをめざします。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護※等の地域密着型サービスの充実、24時間訪問看護・介護の体制の強化、在宅医療・介護連携の推進</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
いきいき百歳体操の団体数・参加者数	53団体・1,250人	65団体・1,400人
小地域ふれあいサロンの数・実施回数	84サロン・1,153回	100サロン・1,300回
要介護3以上に対する介護老人福祉施設のベッド数の充足率	18.2%	30.0%
小規模多機能型居宅介護の施設数	1施設	4施設

## ▶関連する主な市の計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 地域福祉基本計画
- ほほえみやす21健康プラン

施策  
3

## 障がい児・者福祉の充実

## ▶めざす姿

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。

## ▶現状・課題

近年、障がいに関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しつつあります。身体障がいや知的障がいのほか、外見からは分からない精神障がいや内部障がい<sup>\*</sup>を抱える人も多くなっており、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細やかな障がい福祉サービスを提供することが求められています。関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。

障がいのある人が、地域において自分らしいいきいきと暮らすためには、地域における障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、相談やサービス調整など個別支援を充実させる必要があります。

就労支援については、就労の場の確保や、就労に必要な知識や能力向上のための支援に加え、就労継続を図るための支援が一層求められています。

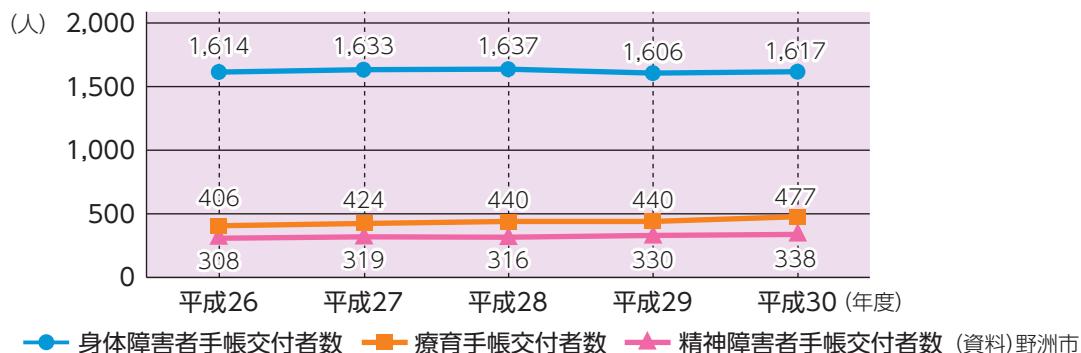
また、暮らしの中で障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の能力向上や活躍の場を増やす取組を継続的に実施することが必要です。

こうした中、障がい児・者の重度化、高齢化等を見据え、自立生活を支え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築した地域生活支援拠点の整備が求められています。

障がい児支援に関しては医療的ケアの必要な子どもたちも含め、一人ひとりの障がい特性や発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の体制整備と専門的な支援が求められています。

そして、療育による早期からの発達支援を行うことで効果を高めるとともに、我が子の障がい特性を理解し、安心して育てていくことが出来るよう支援することが必要です。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳交付者数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①障がい者の個別支援の充実</b> 障がい特性や多様化するニーズを把握し、きめ細やかな障がい福祉サービスを提供するため、相談支援体制の充実を図ります。</p>	地域生活支援拠点の整備、障がいのある人の権利擁護、意思疎通支援の充実、就労支援の充実
<p><b>②障がい児の相談支援・療育の充実</b> 障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人期につながる一貫した支援を提供するための体制を整備します。</p>	相談・療育機能を充実させた発達支援センターの整備、児童発達支援の充実

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
グループホーム <sup>*</sup> 数	5か所	7か所
指定特定相談支援事業者 <sup>*</sup> 数	6事業者	7事業者
早期療育通園事業「にこにこ教室」利用児数	68人	75人

## ▶関連する主な市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画
- 地域福祉基本計画

施策  
4

## 地域福祉の推進

## ▶めざす姿

すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。

## ▶現状・課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等の中で孤立し、生活に困難があっても相談できず、課題が深刻化する世帯が増加しています。また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野別の対応では解決が困難な課題が増加しています。さらに、自然災害や感染症の拡大による影響等、本人の責によらない生活のしづらさが、いつ我が身に降りかかるともわからない時代になっています。

福祉は他人事ではなく身近な「我が事」であり、特別な人のためではなくすべての人の幸せのためであるという認識を持ち、「おたがいさま」の気持ちで地域づくりに取り組むことが重要です。また、支援を必要とする人に支援がきちんと届くためには、異変を察知した場合に声をかけあえるような地域での関係づくりや、相談にきちんと対応できる体制整備が重要です。

野洲市では、分野を超えた包括的な相談支援体制を整備していますが、今後は市民が相談しやすい身近な相談拠点を整備していく必要があります。相談拠点を中心に、支援を提供する側、される側に分かれるのではなく、すべての人に役割があり社会参加できるような「地域共生社会<sup>\*</sup>」づくりを進めます。

## 地域共生社会のイメージ



(資料)厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ 概要」より作成



## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①市民の主体的な地域福祉活動の推進</b> 安全で安心して暮らせる地域づくりや地域の中の生きがいづくり、相互に認め合う関係づくりを進めます。 	世代間交流の推進、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援
<b>②地域と連携した福祉活動の推進</b> 市民の身近なところに設置した相談拠点を中心に、交流の拠点づくりや市民・自治会・事業者・行政等の連携や協働を進めます。 	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり、地域住民が集う拠点の整備、社会福祉協議会との連携強化

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	—	年2回以上

## ▶関連する主な市の計画

- |                 |                    |                 |
|-----------------|--------------------|-----------------|
| ● 地域福祉基本計画      | ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | ◆ ほほえみやす21健康プラン |
| ● 子ども・子育て支援事業計画 | ● 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | ◆ 地域防災計画        |
| ● 障がい者基本計画      | ● いのち支える野洲市自殺対策計画  |                 |

施策  
5

## 生活困窮者等への支援の充実

### ▶めざす姿

生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。

### ▶現状・課題

市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的に解決するため、相談者の把握から生活再建まで途切れのない包括的な相談支援体制を充実させる必要があります。野洲市では、経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立も含めた生活上の諸課題を抱える市民を「生活困窮者等」と定義し、「おせっかい」を合言葉に、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮できるよう仕組みを発展させてきました。今後も「一人を支援することから」を基本に、関係機関との連携と協働による相談支援体制の強化を図ります。また、困難な状況にある人は、自身の困りごとを発信する力が弱く、支援等の情報を得ることも難しい場合が多くみられます。このような人々が孤立せず、適切な相談機関に結び付くことができるよう、相談しやすい身近な相談窓口の拠点整備やアウトリーチ型<sup>\*</sup>の相談支援の強化、事業者や地域の団体等の協力を得て行う見守りネットワーク活動<sup>\*</sup>の充実等を進めます。

住まいについては、市民ニーズに沿った市営住宅の整備や、空き家等の活用により、生活困窮者等の自立支援に適した住宅を確保することが求められています。

就労支援については、就職しても定着が困難な人の支援や、ひきこもり等すぐに就労するのが難しい人が徐々に社会参加する場の確保が課題となっています。個々の状況や能力に応じて安心して働き続けられるよう、関係機関や事業者と連携し継続して支援していくことが必要です。また、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする事業者の理解が重要となります。

生活保護については、最後のセーフティネットとして、保護を必要とする人への支援体制を強化するとともに、受給者の抱える様々な課題に応じた対応を図り、自立にむけた支援を行います。

野洲市における生活困窮者等への支援の連携図



(資料)野洲市



## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①包括的な相談支援体制の充実</b> <p>生活困窮者等の相談を取りこぼすことなく包括的に受け止めるため、地域における身近な相談窓口の体制整備や相談員の専門性の向上を図ります。就職・就労定着への支援、多様な働き方の選択が可能となる地域づくり、地域や関係機関との連携強化を進めることで、生活困窮者等の自立を支援します。</p>	<p>関係機関との協働による包括的相談支援体制の強化、生活困窮者の自立支援、市営住宅等の住まいの確保、就労準備や定着への協力事業者の確保、生活保護制度の適正運用、見守りネットワーク活動の充実</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	314件	400件
包括的な相談窓口数	1か所	4か所
「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	41事業者・団体	50事業者・団体

## ▶関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 住生活基本計画

施策  
6

## 消費者行政・防犯対策の充実

## ▶めざす姿

犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

## ▶現状・課題

情報通信技術の発展等により新たな商品やサービスが登場し、人々の生活のあり方が大きく変化しています。また、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、地域で孤立する人々が増加し、消費者被害の増加や犯罪の巧妙化が問題となっています。

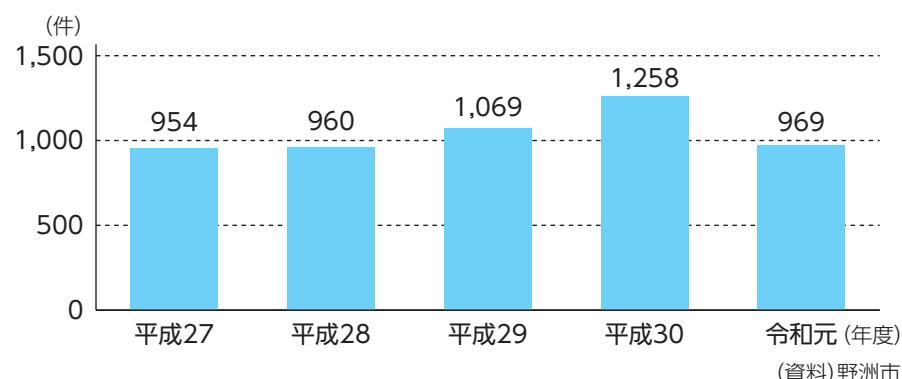
消費者問題の被害救済及び未然防止・拡大防止のためには、消費者教育や啓発による市民意識の向上や、相談窓口の機能強化と周知啓発、相談しやすい体制づくりを図る必要があります。

また、地域や連携機関等における情報共有や、野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動をさらに強化し、消費者被害の早期発見や、抑止による安全な地域づくりを行う必要があります。

併せて、市内での訪問販売事業者の登録制度等、野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、市民の安全・安心な暮らしを守ります。

野洲市における犯罪認知件数は減少していますが、高齢者を狙った特殊詐欺<sup>\*</sup>など増加しているものもあり、さらに巧妙化・多様化をしています。市内各地域に設置している地域安全指導員と協力し、各種啓発活動の実施や市民に対し適切な情報提供を行うとともに、防犯カメラや防犯灯等の設置、警察や地域の関係機関との連携・協議等、市全体での防犯対策を実施する必要があります。

消費相談受付数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実</b> 消費者教育の推進や消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、地域や連携機関等における情報共有や、消費者庁及び警察から情報提供を受けた個人情報を活用した見守り活動を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。	相談支援体制の充実、野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動の強化、消費者教育や啓発の充実
<b>②防犯対策の実施</b> 犯罪の未然防止に向けて、情報提供や防犯カメラ・防犯灯等の設置、警察や地域関係機関と連携した見守り活動など、市全体での防犯対策を実施します。	啓発活動の推進、防犯メールを活用した情報の周知、防犯カメラ・防犯灯等の防犯設備の整備、地域における自主的防犯活動の促進、警察や地元自治会等関係機関との連携・協議

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
消費生活相談窓口数	1か所	2か所
犯罪発生率	36.4%	23.2%

# 産業・観光・歴史文化

施策  
1

## 商工業の振興

### ▶めざす姿

地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。

### ▶現状・課題

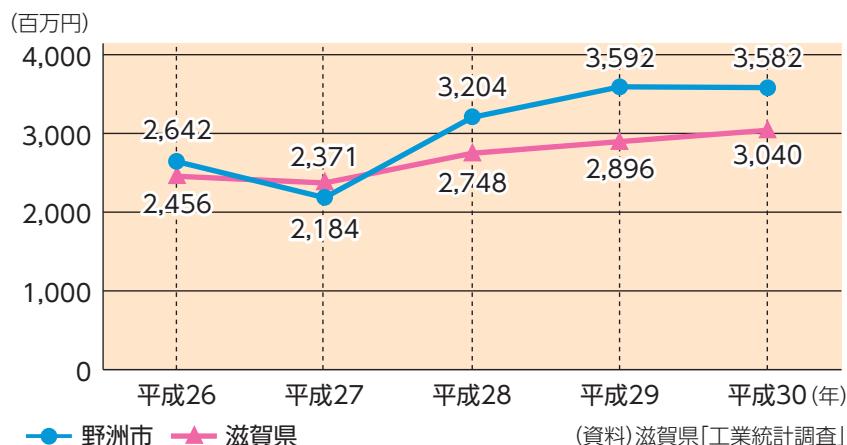
野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラ<sup>\*</sup>の整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有した地域であり、特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しています。事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高く、市内の工業は持続的な発展を続けています。しかし、一方で事業所の立地・拡大の需要や、従業員の居住場所の確保に応えるための用地不足が大きな課題となっており、今後の工業振興のためには、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。

商業については、地元小売業の廃業等により、車での移動が困難な高齢者等を中心に、食料品の購入等に不便や苦労を感じる人が増えています。市民ニーズに対応するための支援を行い、経済が地域内で循環するような仕組みを整えていくことが必要です。

また、地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していくことが必要です。地域の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出するとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕組みをつくる必要があります。

また、創業を希望する人への支援を行い、雇用の創出を図ることも必要です。

事業所あたり製造品出荷額の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①事業者の操業環境の整備支援</b> 市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。</p>	市街化区域 <sup>*</sup> の拡大等法制度の活用による企業の立地や事業拡大への支援
<p><b>②地域商業の基盤強化の支援</b> 地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環化を図ります。</p>	地域や事業者と連携したイベントの開催、移動販売等の新たな市民ニーズへの対応、野洲駅周辺等の商業の活性化支援
<p><b>③創業支援の強化と雇用の創出</b> 創業を希望する人に対し、技術面・経済面などさまざまな支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創出を図ります。</p>	新規創業者へのインセンティブ <sup>*</sup> の強化、地域ブランドの創出と推進、雇用の創出、勤労者福祉の充実

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
製造業付加価値額 <sup>*</sup>	921億円	1,042億円
年間商品販売額	870億円	990億円
創業塾受講者数	11人	20人

## ▶関連する主な市の計画

- 商工業振興基本計画

施策  
2

## 農林水産業の振興

## ▶めざす姿

効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する「持続的」な農林水産業が営まれています。

## ▶現状・課題

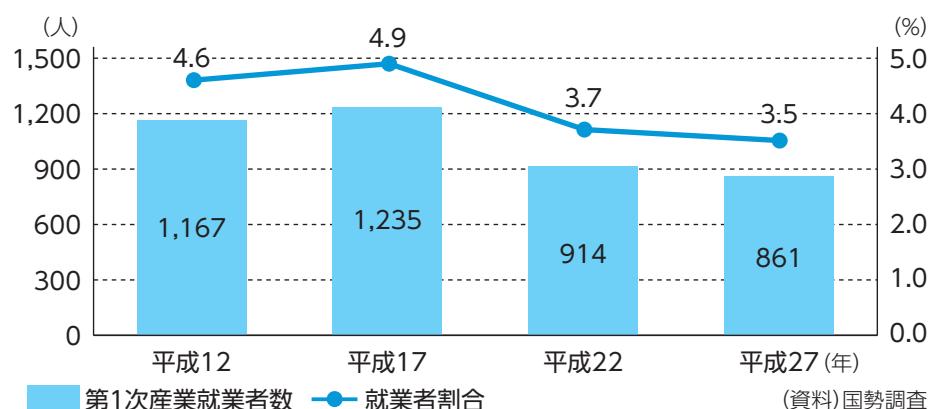
野洲市の農業は水稻を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じた農地の集積・集約や、集落営農組織<sup>\*</sup>や家族経営体の法人化などを推進するほか、今後の担い手となる認定農業者<sup>\*</sup>の育成、新規就農者への技術支援をはじめとした相談など、様々な取組を行う必要があります。

一方、農地の集約により大規模な経営を行う農業者が増加しており、生産物の付加価値向上やブランド化、六次産業化<sup>\*</sup>を推進し、多様な主体の参画により、農業をさらに魅力ある誇れる産業として次代へ引き継ぐための取組が求められています。

林業では、近年、放置森林が増加しており、所有者による適切な経営管理を促していく必要があります。また、水産業では、琵琶湖全体の漁獲量が低い水準で推移しており、特にアユについては記録的な不漁となるなど、水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。

農地や森林、水環境については、地球温暖化の防止や生物多様性<sup>\*</sup>の保全、水源の涵養など、市民生活に関わる多面的な機能を有しています。市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、農林水産業の持つ魅力や価値の市民との共有を進めるとともに、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要です。

第1次産業就業者数及び就業者割合の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①経営基盤の強化と担い手の確保</b> 効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の確保支援に取り組みます。</p> <span style="color:red;">●</span> <span style="color:pink;">●</span>	人・農地プラン※の実質化推進による地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構※の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援窓口の設置、地産地消の推進、スマート農業※への転換支援
<p><b>②農産物等のブランド力向上</b> 農作物等の付加価値を高め、ブランド力の向上に取り組むほか、農商工の連携や六次産業化の推進に取り組みます。</p> <span style="color:red;">●</span> <span style="color:green;">●</span>	農業者と商工業者との交流機会の創出等による農商工連携の推進、販路の拡大支援、特産品づくり
<p><b>③農地、森林、水環境の良好な保全</b> 農地や森林、水環境の果たす多面的機能についての理解を促進し、地域で連携して環境保全に取り組みます。</p> <span style="color:red;">●</span> <span style="color:pink;">●</span> <span style="color:orange;">●</span>	環境保全型農業の推進、農業体験等地域と連携したイベントの開催、獣害対策、土地改良施設の整備、里山整備の支援

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%
認定農業者の法人化数	18法人	25法人
「環境保全型農業直接支払交付金※」取組面積	967ha	1,000ha

## ▶関連する主な市の計画

- 農業振興計画
- 食育推進計画
- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画

施策  
3

## 地域資源を生かした観光の振興

## ▶めざす姿

野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。

## ▶現状・課題

野洲市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けるような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が十分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、野洲市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。

観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。野洲市の自然や文化は、市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。まずは、市民が野洲市の魅力を再発見するとともに、事業者や市民団体等が連携しながら、エコツーリズム\*、アグリツーリズム\*等ニーズに応じた観光のあり方を模索し、新たな観光資源の掘り起こしを進める必要があります。

また、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。

野洲市の魅力が市内外の多くの人に注目され、野洲市に関わりを持つ関係人口\*が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。

観光入込客数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①観光情報の収集・発信の充実</b> 観光情報を効果的に発信する仕組みを時代やニーズに応じて構築し、野洲市ならではの体験や学びなど、野洲市の魅力をアピールします。	インターネットやSNS <sup>*</sup> 等社会に対応した観光情報の発信
<b>②新たな観光資源の発見と環境整備</b> 野洲市の魅力の再発見やニーズに沿った観光のあり方の検討を通して、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光客が訪れやすい環境を整備します。	体験型観光のメニューづくり、案内表示の更新・多言語化、観光関係団体への支援
<b>③地域資源の活用促進</b> 市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を活用した観光振興を促進します。	ビワイチ <sup>*</sup> 等多様な手段を活用した観光ルートの充実、事業者や市民との協働による特産品づくり、定期的なイベントの開催、湖岸を活用した観光振興

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
観光入込客数	1,550,100人	1,627,500人

## ▶関連する主な市の計画

- 観光振興指針

施策  
4

## 歴史文化遺産の保全・活用

## ▶めざす姿

地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。

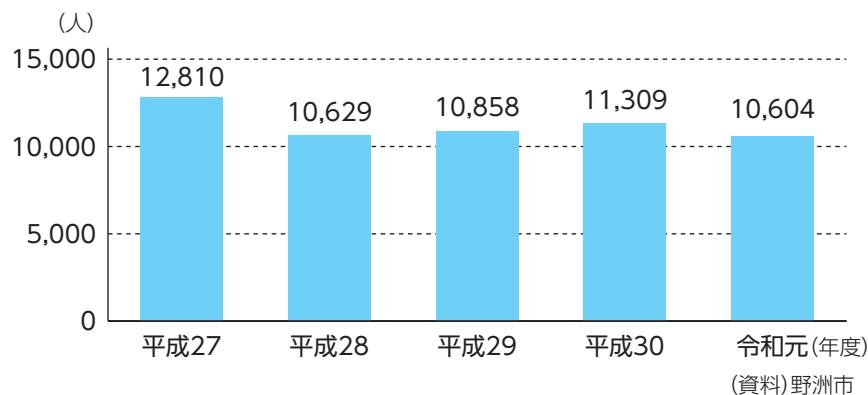
## ▶現状・課題

市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史的遺産があります。また、市内で伝えられている歴史・民俗資料や伝統行事・祭礼等も、先人から受け継いできた身近な歴史文化遺産です。地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます。

しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。

また、わかりやすく興味・関心を持てるような展示や魅力的な企画等を通じた文化財の公開・活用、インターネットを通じた情報発信等を図り、観光や教育等に生かす取組を展開していく必要があります。

歴史民俗博物館入館者数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①歴史文化遺産の保護・継承</b></p> <p>指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援します。</p>	<p>指定文化財や史跡の保存・修理、地域に伝わる歴史・民俗資料の収集・保存、地域における調査依頼等への対応、後継者育成支援</p>
<p><b>②歴史文化遺産の魅力の発信</b></p> <p>文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インターネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行います。</p>	<p>歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットやSNS*等を活用した情報発信</p>
<p><b>③他分野との連携による歴史的遺産の活用促進</b></p> <p>観光・教育・地域づくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開します。</p>	<p>史跡永原御殿跡*の保存・活用・整備、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
国・県・市指定文化財件数	140件	144件
歴史民俗博物館入館者数	10,604人	11,700人

## ▶関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画

# 環境・都市計画・都市基盤整備

施策

1

## 均衡ある土地利用の推進

### ▶めざす姿

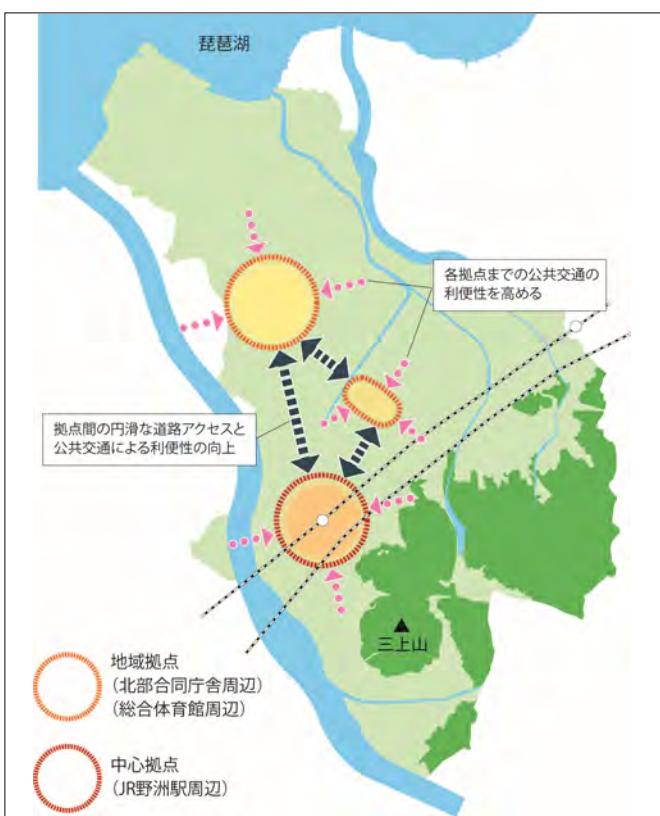
地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。

### ▶現状・課題

野洲市は高い交通利便性等により、一定の住宅需要や事業用地の需要が見込まれますが、近隣他市と比べて市街化区域<sup>\*</sup>が狭小であるという課題があります。一方、人口減少と高齢化の進行に伴い、高齢者世帯の増加や地域コミュニティの維持、地域活力の低下等が懸念される地域もあり、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。

健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを計画的に進めるため、医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>\*</sup>」の構築を図ります。

### 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のイメージ図



中心拠点（JR野洲駅周辺）においては、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用を図り、にぎわいを創出するとともに、人々が集い、憩い、楽しめるような都市機能の配置や、災害や犯罪に対する安全性を高めることで、市民の生活の質の向上を図ります。また、地域拠点（北部合同庁舎周辺及び総合体育館周辺）については、地域特性に応じた都市機能を集約し、公共交通網の充実による利便性を確保するとともに、豊かな自然環境を生かした地域づくりを計画的に進めます。

空き家・空き地の増加による地域の防災・防犯上の懸念や、既存集落の空洞化が課題となっており、空き家・空き地の適切な管理の促進や利活用の促進を図る必要があります。

(資料)野洲市



## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①計画的な土地利用の推進</b> 市内の土地利用状況や、社会情勢・人口構造の変化等を踏まえ、計画的な土地利用を推進します。	市街化区域拡大に向けた調査・協議、各種法制度の活用
<b>②都市機能形成の推進</b> 地域特性や市民ニーズを捉えながら、市民生活や都市の魅力を向上させるための拠点形成を推進します。	立地適正化計画等の推進、JR新駅設置に関する検討
<b>③良好な住宅・住環境の整備</b> 快適な生活空間が創出できるよう、社会のニーズに合わせて、需要に応じた良好な住宅・住環境の整備を推進します。	周辺環境に配慮した開発指導、旧耐震基準の木造住宅耐震改修の促進
<b>④未利用地の利活用促進</b> 空き家・空き地等の適切な管理や利活用を促進し、土地の有効活用を図ります。	特定空家 <sup>*</sup> の発生予防、空き家利活用方策の検討、市街化調整区域 <sup>*</sup> の既存宅地における自己用住宅の開発基準の活用

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
居住誘導区域 <sup>*</sup> 内の人団密度	58.1人/ha	58.1人/ha
JR野洲駅乗降客数	30,626人	31,000人
活用した空き家数	0戸	5戸

## ▶関連する主な市の計画

- 都市計画マスターplan
- 農業振興地域整備計画
- 立地適正化計画
- 住生活基本計画
- 耐震改修促進計画
- 空家等対策計画

施策  
2

## 自然環境・美しい景観の保全

## ▶めざす姿

豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。

## ▶現状・課題

三上山や野洲川、琵琶湖を有する野洲市の豊かな自然環境は、多くの市民の愛着や誇りの源泉となっています。これらの自然は、生物多様性<sup>\*</sup>を育み、生活にうるおいややすらぎを与える市民の財産であり、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全を一層推進することが求められています。

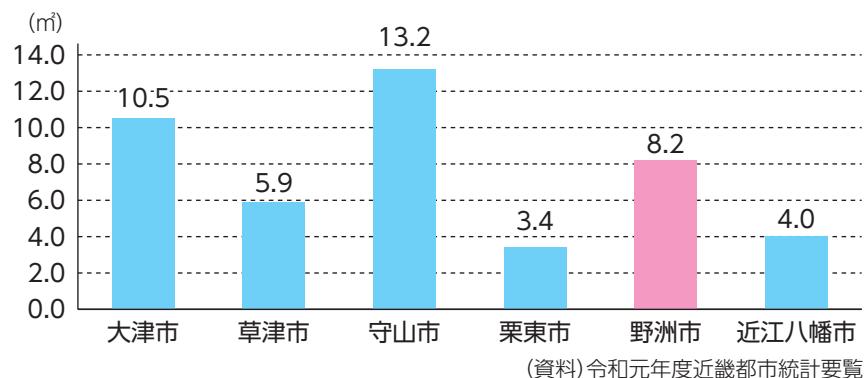
また、子育て世代にとって魅力のある公園や、防災機能や健康増進等の機能を有する公園の整備等に加え、市内の緑地の保全・創造に積極的に取り組むことも必要となっています。

これらの豊かな自然環境に影響を与える気候変動に対応するためには、生活スタイルの転換や省エネルギーの推進、また再生可能エネルギーの普及促進により、低炭素社会<sup>\*</sup>を形成する必要があります。これらの取組が浸透するには時間が必要であることから、環境教育や啓発に継続して取り組む必要があります。

自然景観の保全とともに、田園・集落景観や歴史・文化景観が調和した良好な景観を保全し、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるようなまちの景観を形成するため、重点地区の設定等を行っており、今後は市民や事業者等と連携した取組を促進することが必要となっています。

これらの取組を進めるには、市民の自主的な活動の支援等を進めていくことが不可欠であるとともに、次代へ引き継いでいくための新たな担い手の確保に向けた取組が必要です。

市民一人あたりの都市公園面積(平成31年3月末)





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①自然環境の保全並びに低炭素社会の形成</b> 自然環境を保全するとともに、環境に優しい新しいライフスタイルへの変革を図り、低炭素社会の形成を推進します。 	市民との協働による環境保全活動、環境活動への参加促進、省エネルギーの推進、クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効活用
<b>②景観の保全と創出</b> 美しい景観は市民の財産であるという認識を市民・事業者等と共有し、美しい景観の保全・創出に取り組みます。 	自主的な景観保全活動に対する支援、事業者に対する指導啓発、屋外広告物の適正管理
<b>③都市公園の整備・維持管理の充実</b> 都市公園を整備し、緑地を保全することにより市民の健康増進や憩い・癒しの場を創出します。 	都市公園の整備、みどりの基本計画の推進、市民との協働による公園管理と担い手の確保

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
違反広告物の数	726件	500件
市民一人あたりの都市公園面積	8.2m <sup>2</sup> /人	8.5m <sup>2</sup> /人

## ▶関連する主な市の計画

- 環境基本計画
- 景観計画
- みどりの基本計画
- 都市計画マスターplan

施策  
3

## 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給

### ▶めざす姿

上下水道や廃棄物処理等、市民の快適な日常生活のために必要な施設が健全に管理・運営され、市民生活の安全・安心を守っています。

### ▶現状・課題

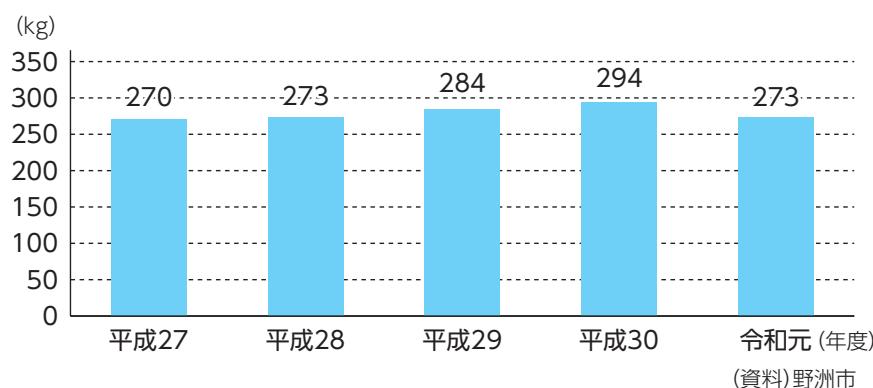
生活環境の保全に向けては、市内の環境状況を把握するため、大気・水質・騒音などの環境測定を行う他、事業者との連携強化等により、市民生活の安全・安心を守っていく必要があります。

一般廃棄物(ごみ)については、排出量を減らすため、循環型社会<sup>\*</sup>の形成に向けたさらなる啓発や、適正処理の推進を図る必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの実態や状況を把握し、適切な分別を行った上で、協働による3R(リデュース・リユース・リサイクル)<sup>\*</sup>を推進する必要があります。

上下水道については、暮らしや産業を支える重要な生活インフラ<sup>\*</sup>であり、安全な水を提供し、生活排水や産業排水を適正に処理し美しい水や環境を守るために、上下水道施設を適切に管理し、その機能を維持し続ける必要があります。

今後、持続可能な上下水道サービスを提供しつつ、経済的合理性にも目を向けた事業経営を推進することが求められます。

市民一人あたりの年間ごみ排出量の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①生活環境の保全</b> 大気・水質汚染、騒音などの市内の環境状況を把握する調査や事業者への指導、市民への協力の呼びかけ、生活衛生施策の充実等により、生活環境の保全と市民生活の安全・安心を守ります。	環境測定の実施、不法投棄の対策、美化活動の推進、生活衛生施設の適正な管理、事業所における環境配慮の取組の拡大
<b>②循環型社会の形成</b> 適切な分別と3R(リユース・リデュース・リサイクル)の推進を通じてごみの減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理の推進、処理施設の計画的な長寿命化を進めます。	ごみの減量化の推進、食品ロス*の削減、一般廃棄物処理施設の適正な運用
<b>③安全で良質な水の安定的供給</b> 中長期的視点に立った経営計画の策定・管理により、健全経営を維持するとともに、上水道施設の適正な維持管理を図ります。	水道施設の適正配置・維持管理、管路耐震化・更新、水源地の改修・整備、水道事業経営戦略の策定
<b>④持続可能な下水道サービスの提供</b> ストックマネジメント計画の推進や、市民ニーズや社会変化に対応した経営計画の策定・管理によって、健全経営を維持し、安全で快適な生活環境・水質環境の保全を図ります。	下水道施設の維持管理、ストックマネジメント計画の推進

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
環境基準達成率	100%	100%
市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg
水道水の有収率*	81.5%	85.0%
石綿セメント管更新率	28.4%	100%

## ▶関連する主な市の計画

- 環境基本計画
- 水道事業管路耐震化・更新計画
- 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- 災害廃棄物処理計画
- 下水道ストックマネジメント計画

施策  
4

## 防災・減災対策の強化

## ▶めざす姿

市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備されています。

## ▶現状・課題

災害においては、最も大きな被害を引き起こす可能性がある琵琶湖西岸断層帯<sup>\*</sup>地震や、これまでの想定を大きく上回るような規模の風水害の発生が予測され、ハード・ソフト両面での防災対策の強化が必要となっています。また、人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下や、社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下等の課題もある中、人命を守り、地域社会や経済への被害が最小限に留まる「強さとしなやかさ」を持った強靭な地域づくりを、市民、事業所等との連携のもと、計画的に推進することが強く求められています。

ハード対策では、雨水対策事業や道路交通・通信機能の強化、公共施設やライフラインの安全性の確保等に継続して取り組む必要があります。

また、災害時においても、円滑な災害活動や市民生活の維持に必要な優先業務を適切に行うための防災拠点の整備や物資の備蓄、感染症対策にも配慮した避難所開設への備え等に取り組む必要があります。配慮や支援を必要とする人が災害時に適切に避難し、生活を維持できるような環境や体制を整備することも必要です。

一方で、災害時に命を守るために、上記の「公助」に加え、自分の命は自分で守る「自助」や、自助をサポートし、周囲の人と助け合って命を守る「共助」の取組が確実に行われることが大変重要であり、市民全員が発災時に実際に行動できるよう、日頃から防災意識を高めておくことが必要です。

また、消防団や地域の自主防災組織、地域の事業所等とも密に連携し、それぞれの主体が自らの役割を自覚し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行うことで、地域防災力を強化していくことが必要です。

平成25年台風18号豪雨による妓王井川(野洲駅前)の溢水状況





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①防災・減災対策の整備</b></p> <p>地域防災計画などの各種計画に基づき、建築物の耐震化や雨水対策事業、ライフラインの安全性確保など、あらゆる災害に対する環境整備を行い、災害に強いまちづくりを進めます。</p>	<p>避難所・防災施設の整備・更新、雨水幹線整備等による雨水・洪水対策、ライフラインの防災対策の推進</p>
<p><b>②総合的な防災体制・災害時応急体制の確立</b></p> <p>市民が日常的に災害への備えを行い、発災時に適切な行動を取ることができるよう、情報発信や訓練の実施など、地域、消防団、自主防災組織などの関連機関と連携し、取組を進めます。また、災害時に市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、危機管理体制を整備します。</p>	<p>防災に関する意識啓発、総合防災訓練の実施、避難行動要支援者※の把握・避難支援体制の構築、事業所との連携による災害時応急体制の強化、災害情報等伝達手段の充実</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
防火水槽設置数	364基	400基
災害時応援協定数	34指定	40指定
メール配信サービス(防災)登録者数	5,114人	7,000人

## ▶関連する主な市の計画

- |          |             |            |
|----------|-------------|------------|
| ● 国民保護計画 | ● 災害時受援計画   | ◆ 耐震改修促進計画 |
| ● 地域防災計画 | ● 国土強靭化地域計画 |            |
| ● 業務継続計画 | ● 住生活基本計画   |            |

施策  
5

## 道路ネットワークの整備と交通安全の推進

## ▶めざす姿

快適で安全に移動できる道路ネットワークが整備され、道路を使うだれもが交通安全を意識して行動しています。

## ▶現状・課題

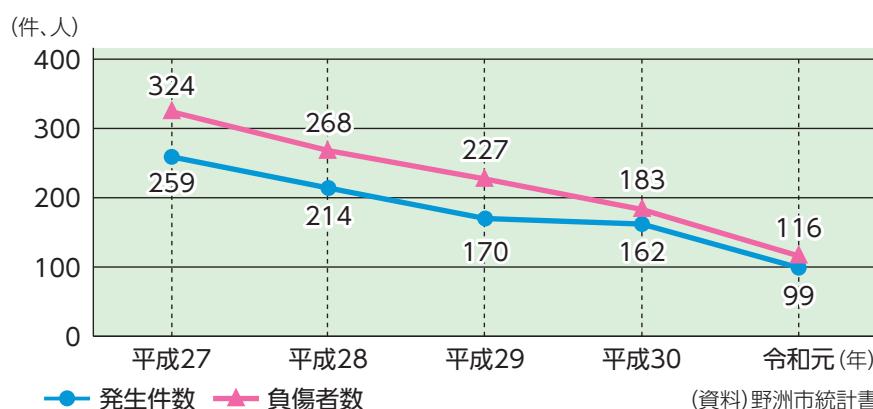
野洲市は、国道8号、477号等の道路が隣接市町に連絡しており、都市間の移動を支えているほか、県道、市道を中心市内での交通流動を支えています。しかし、交通利便性の高い立地特性から交通量が多く、朝夕には渋滞が発生している箇所があり、渋滞を避けるための生活道路の通り抜けによる交通事故の危険性が高まっています。また生活道路については、幅の狭い箇所も多くあります。

現在進めている国道8号バイパス整備や幹線道路の整備を着実に進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消をめざし、計画的に道路網の整備を進める必要があります。また、老朽化した道路・橋梁等の更新や、歩道の改良やバリアフリー化した道路整備など、歩行者・自転車・自動車がともに安全に移動できる道路環境の整備が求められます。

近年では、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、野洲市の特徴として、交差点での事故が、また世代では高齢者の事故が高い割合を占めています。道路の利便性が高まるほど、道路を使う人の数も増えることから、安全に配慮した道路整備の推進に加え、道路を使う一人ひとりが交通安全を意識して行動するよう警察、交通安全協会、関係団体が協力、連携して、段階的かつ継続的に、交通安全教育の開催、高齢者の免許の自主返納の推進、街頭啓発などソフト面の交通安全対策を強化していくことが求められます。

また、歩道の拡幅や、カーブミラー・標識等の交通安全設備の整備、通学路の点検やグリーンベルト<sup>\*</sup>の設置など交通事故防止のためのハード対策を進める必要があります。

交通事故発生件数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備</b> 交通渋滞の解消やさらなる移動利便性の向上のため、市民や市を訪れる人の移動ニーズを的確に捉え、適正な道路ネットワークの整備を進めます。</p> <span style="color: red;">●</span>	道路ネットワーク整備の促進、交差点等の道路改修による渋滞対策
<p><b>②誰もが使いやすく安全な道路環境の整備</b> バリアフリー等に配慮し、歩行者・自転車・自動車など、すべての人が安全に移動できる道路環境を整備します。</p> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: pink;">●</span> <span style="color: orange;">●</span>	老朽化した道路・橋梁等の更新、交通安全設備の整備・更新、ユニバーサルデザイン*に配慮した道路環境の整備、除草や剪定等道路の維持管理
<p><b>③交通安全の意識啓発の推進</b> 道路の利用者が交通安全を意識し適正な行動を行えるよう、警察、交通安全協会、関係団体が協力・連携して交通安全の意識啓発を進めます。</p> <span style="color: orange;">●</span>	交通安全啓発の実施、高齢者の免許自主返納の推進

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
通勤時間帯における渋滞発生路線の数	4路線	0路線
都市計画道路*の整備率	82.0%	92.0%
交通事故発生件数	99件	60件

## ▶関連する主な市の計画

- 都市計画マスターplan
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 交通安全計画

施策  
6

## 公共交通の利便性の向上

## ▶めざす姿

利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の基盤として安全・安心な移動手段が確保されています。

## ▶現状・課題

高齢化の進行及び交通安全意識の高まりに伴い、運転免許を返納する高齢者の数が増加しており、生活交通手段の確保として今後公共交通がますます重要となってきます。

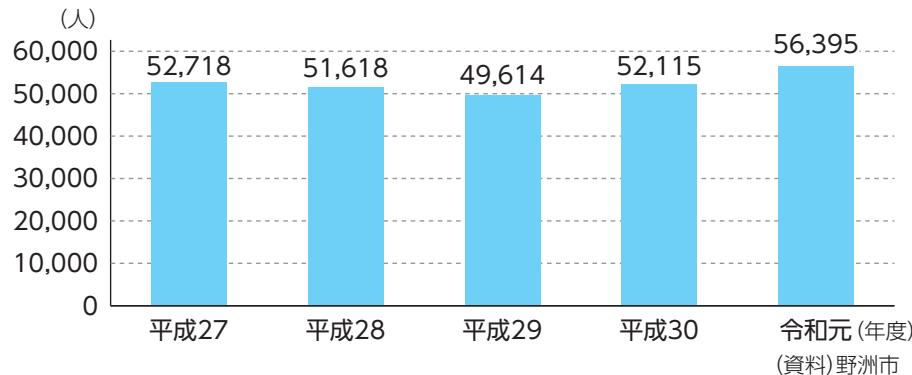
野洲市ではJR東海道本線(琵琶湖線)が京阪神方面や県内外の各地域を結んでおり、利便性が高いことから、鉄道に対する市民の満足度は高くなっています。事業者と協力しながら、鉄道輸送力の向上を進める必要があります。

バス路線については、自家用車の利用や、利用者の減少による採算性の低下に加え、高齢化等によるバス運転手不足により、事業者を主体とした交通サービスの確保・維持が困難になる地域が増加しており、持続的な生活交通手段の確保・維持が喫緊の課題となっています。

現在、交通空白地<sup>\*</sup>や不便地の解消を図るため、市によるコミュニティバスを運行していますが、免許証を自主返納した高齢者や子どもなどの交通弱者にとっては、公共交通は重要なライフラインであることから、今後は利用ニーズに合わせた路線の見直しやサービス面の向上等、市民の利便性向上に向けた取組の継続が必要です。併せて、ICT<sup>\*</sup>を活用した新たな交通手段の検討などを進め、持続可能な公共交通手段の確保をめざします。

自家用車に過度に頼ることなく、医療・福祉施設や商業施設等に公共交通でアクセスできる「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>\*</sup>」の構築においても、公共交通網の充実は必要となっています。

コミュニケーションバス利用者数の推移





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①公共交通の利便性の向上</b> 円滑に移動可能な地域社会の実現に向けて、利便性と持続可能性を両立した地域公共交通の整備を図ります。	コミュニティバスの路線・運行本数の適正化

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人

## ▶関連する主な市の計画

- 立地適正化計画

施策  
1

## 市民活動・自治会活動の推進

## ▶めざす姿

地域の活性化や地域課題の解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。

## ▶現状・課題

近年多発している大規模災害や少子高齢化の進行から、地域において住民が互いに助け合う「共助」の考え方ogeが重視されるようになっており、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという市民活動や自治会活動は、地域づくり・まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

一方で、都市化やライフスタイルの多様化、定年年齢の上昇等を背景に、活動の担い手の減少や固定化・高齢化等が課題となっており、活動を担う人材の育成や参加促進、特に若年層への積極的な活動の魅力のアピールが必要となっています。また、活動拠点の強化や情報収集・発信の充実により、誰もが気軽に活動できる環境をつくり、活動団体と行政が協働して、対等な立場で地域の活性化や地域課題の解決に取り組むことが大切です。

市民活動では、公益的な目的で様々なコミュニティ活動やボランティア活動などが行われており、世代を問わない「仲間づくり」や保健医療、文化芸術、環境、福祉など様々な分野での「地域貢献」と「生きがいづくり」に繋がっています。市民活動に参加する目的は多様化しており、固定的な組織をつくらず、SNS<sup>\*</sup>等を駆使して活動の目的に応じて機動的につながり、役割を終えれば解散するような動きなど、組織や活動のあり方も変化しつつあります。

自治会活動では、環境美化、防犯・防災活動等生活に必要不可欠な様々な活動が行われていますが、自治会未加入世帯の増加や担い手の固定化・高齢化等、これからの活動を担う人材の確保や、活力の維持が課題となっています。

コミュニティセンターは住民の生涯学習の場や市の指定避難所、自治会及び学区自治連合会の活動拠点として機能していますが、施設の老朽化や、利用者数・利用件数の減少傾向がみられます。

## 市民活動団体や市内企業による手作りイベント【やすまる広場】





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①市民活動の継続的な支援</b> 支援員のコーディネート力の向上や、各団体の実態と課題の把握、市民活動に関する情報発信の充実などにより、持続可能な市民活動に向けた支援を行います。	活動やイベント等に関する情報収集及び発信、団体の運営・活動に関するノウハウの提供、リーダーの育成、市民活動団体の相互交流促進、活動発表の機会づくり
<b>②持続可能な自治会活動への支援</b> 事業や施設整備に対する補助、コミュニティセンター等の活動拠点の機能強化、各自治会の実態・課題の把握などを行い、持続可能な自治会活動に向けた支援を行います。	コミュニティセンター等拠点施設の充実・利用促進、自治会の適正規模の見直し
<b>③多機関協働のための仕組みづくり</b> 市民活動団体・自治会間の情報交換の機会の充実や、地域自治に関わる団体の協働に向けた仕組みづくりを進め、様々な主体の連携によるまちづくりを進めます。	多機関との連携強化、まちづくり協議会等の多機能な自治組織の設立支援、市民活動データブックの活用

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
市民活動団体数	201団体	230団体
コミュニティセンター利用件数(延数)	10,598件	13,800件

施策  
2

## 市民との情報共有の推進

### ▶めざす姿

多様な手段により市政に関する情報を市民と共有し、広く市民がまちづくりに参加しています。

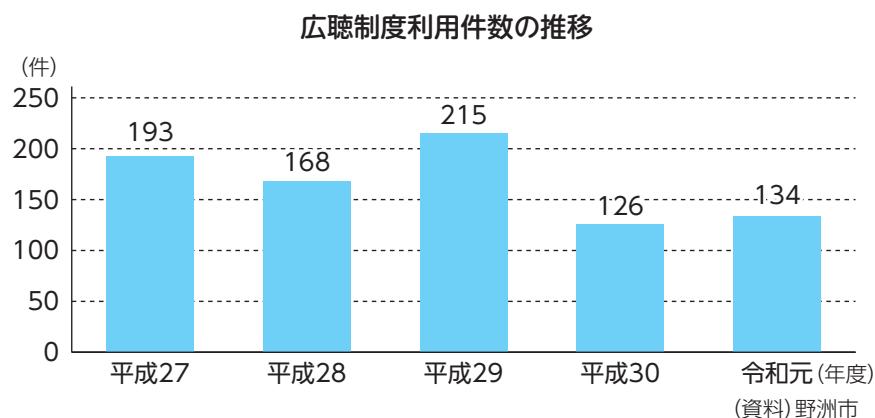
### ▶現状・課題

行政の持つ様々な情報を適正に管理し、市民と共有することは、市民協働のまちづくりを進めていくために大変重要です。

公共データを公表し、市民や民間事業者が有効に活用することで、新たな地域課題やその解決策を市民や地域自らが発見し、地域の魅力創出につながる新たなサービスの開発等につなげていくことが期待されています。

市政情報は、内容や種類、特性に応じて、情報を伝えたい人に確実に届けることで、施策の効果を高めることにつながります。市民のライフスタイルの変化や、スマートフォンの急速な普及などの環境変化を踏まえ、広報紙に加え、ホームページ、SNS<sup>\*</sup>などの媒体の活用を図るほか、障がい者や外国人など、様々な立場の人に届けるための配慮が求められています。

広く市民の声を聴く広聴活動については、多様な市民の意見が多く把握できるよう、工夫を凝らしたワークショップの実施や、SNS等を活用した双方向での情報交換の実施など、新しい市民参画の手法を検討していく必要があります。





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<b>①多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実</b> 市の保有する情報を適正に管理するとともに、多様な手段により、市民との情報共有を図り、市民からの意見を市政に反映させるため、広報・広聴活動を進めます。	ホームページの運営と管理、広報紙の発行、SNS等の新たな情報発信方法の検討、多様な市民参画機会の提供と新たな手法の検討、適正な文書保存の推進

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
広聴制度利用件数	134件	200件

施策  
3

## 効果的・効率的な行財政運営

## ▶めざす姿

職員一人ひとりが広い視野と経営的な視点を持ち、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っています。

## ▶現状・課題

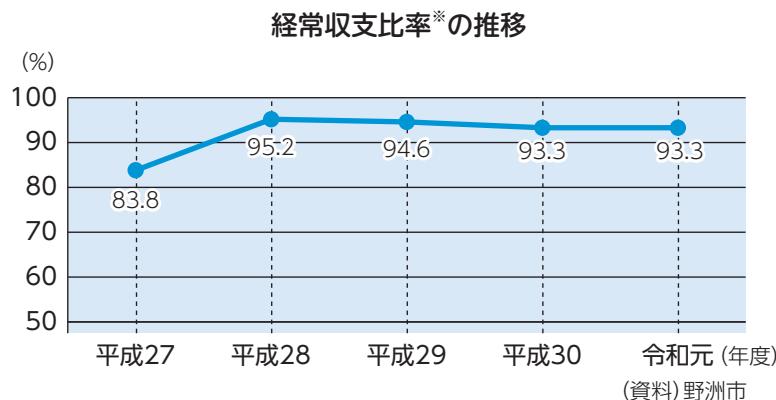
個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民ニーズは複雑化・多様化しています。また、児童虐待やいじめ、災害への対応等、市が取り組むべき業務は拡大していますが、人口減少・少子高齢社会の進行により、市税収入の減少や社会保障費の増大等、財政運営を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況から、市民ニーズに即した公共サービスを安定的に供給するためには、経営的な視点のもとで、職員一人ひとりの生産性を高め、経営資源の有効活用を積極的に図る必要があります。

財政運営にあたっては、積極的な歳入確保を図るとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う事業の見直し等歳出の適正化を常に図りながら、計画的かつ効率的に行なうことが求められます。

行政運営にあたっては、市民の多様化するニーズに対応するため、意欲的・戦略的に政策形成に取り組むとともに、自主的・継続的に経営改善に取り組む職員を育成する必要があります。また、AI\*やICT\*等を積極的に活用し、業務の効率化・高度化を図るとともに、行政手続きの電子化を進め、市民サービスの向上を図る必要があります。

また、野洲市単独での行政運営に加え、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携することで、地域課題に効果的・効率的に取り組むことも重要です。





## ▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p><b>①計画的で効率的な行財政運営</b></p> <p>積極的な歳入の確保と歳出の適正化に努め、計画的で効率的な財政運営を行います。また、事業者・大学等の教育機関・県や周辺市町等の関係行政機関・市民活動団体等の多様な主体の参画のもと、効果的かつ効率的に行政運営を行います。</p>	<p>債権管理条例の適正運用による市税等の確保、ふるさと納税<sup>*</sup>の活用等積極的な歳入の確保、公有財産の有効活用、行政評価制度を用いた事業の改善</p>
<p><b>②広い視野と経営的視点を持った職員の育成</b></p> <p>新たな政策課題への対応を図るため、広い視野と経営的視点を持ち、政策形成や経営改善に主体的に取り組む職員を育成します。</p>	<p>職員研修の充実、職員提案制度の活用等による職員の政策形成能力の向上</p>
<p><b>③先端技術の導入と電子化の推進</b></p> <p>AIやICT等を積極的に導入し、業務の効率化・高度化を図ります。市民の利便性向上のため、行政手続きの電子化を推進します。</p>	<p>行政手続きの電子化の推進、統計データのオープンデータ<sup>*</sup>化の推進、IoT<sup>*</sup>の活用</p>

## ▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
経常収支比率	93.3%	94.0%以下
電子化した行政手続き数	7件	50件

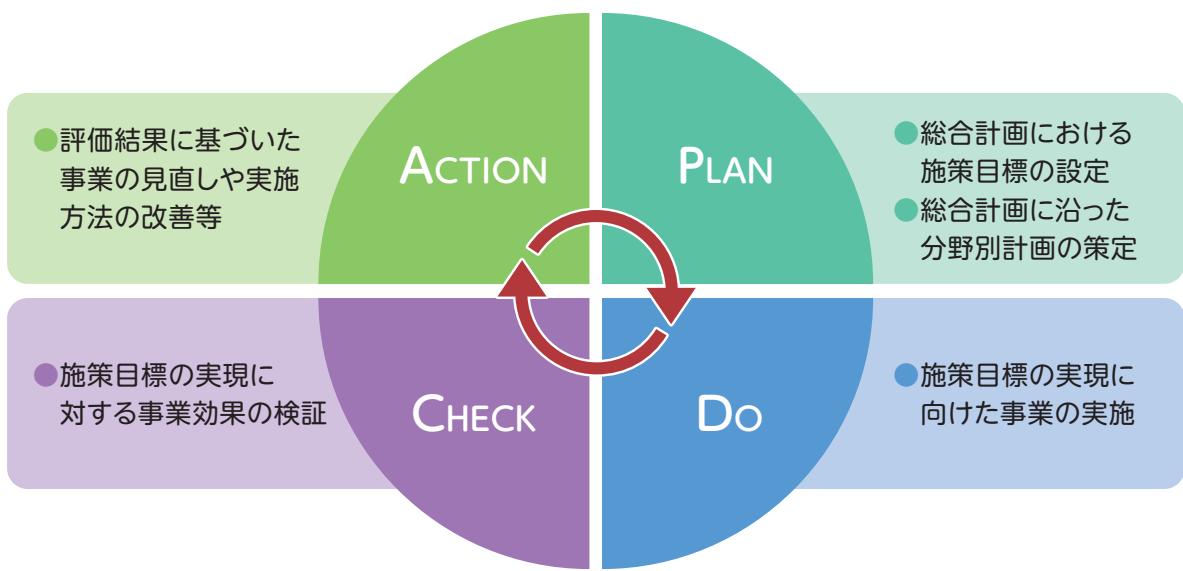
## ▶関連する主な市の計画

- 経営改善アクションプラン
- 公共施設等総合管理計画

# 計画の進捗管理

総合計画の進捗管理については、PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という工程を継続的に繰り返す仕組み)を基に、事業の実施状況や指標の進捗状況について評価・検証を行い、結果に基づき改善を行います。計画の進捗状況は市民に分かりやすい形で積極的に情報公開し、市民参画による透明性の高い進捗管理に努めます。

進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ



## 施策の進捗管理に用いる指標一覧

施策		指標	現状値	目標値
1-1	子育て支援の充実	待機児童数（学童保育所）	0人	0人
		待機児童数（未就学児）	52人	0人
		児童虐待終結件数／児童虐待件数	17.2%	20.0%
1-2	青少年の健全育成	地域子ども教室の参加人数	4,310人	5,020人
		少年センターの相談件数	554 件	590 件
1-3	学校教育の充実	「家で自分で計画を立てて勉強をしている」児童生徒の割合	小6年：39.6% 中3年：14.5%	小、中学生とも50.0%
		「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」児童生徒の割合	小6年：13.7% 中3年：11.9%	小、中学生とも30.0%
1-4	生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進	主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
		主要文化施設の利用者数	75,858人	110,000人
		生涯学習出前講座の実施回数	84回	90回
		図書館の利用者数	10,356人	11,000人
1-5	人権の尊重と多文化共生社会の実現	人権尊重をめざす市民のつどいへの新規参加者数	90人	180人
		審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
		姉妹都市交流事業への参加希望者数	10人	20人
2-1	健康づくりの推進と地域医療体制の整備	特定健診受診率	48.3%	60.0%
		特定保健指導の実施率	29.8%	35.0%
		喫煙率	男性22.9% 女性4.1%	男性21.1% 女性3.5%
2-2	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	いきいき百歳体操の団体数・参加者数	53団体・ 1,250人	65団体・ 1,400人
		小地域ふれあいサロンの数・実施回数	84サロン・ 1,153回	100サロン・ 1,300回
		要介護3以上に対する介護老人福祉施設のベッド数の充足率	18.2%	30.0%
		小規模多機能型居宅介護の施設数	1施設	4施設
2-3	障がい児・者福祉の充実	グループホーム数	5か所	7か所
		指定特定相談支援事業者数	6事業者	7事業者
		早期療育通園事業「にこにこ教室」利用児数	68人	75人
2-4	地域福祉の推進	地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	－	年2回以上
2-5	生活困窮者等への支援の充実	生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	314件	400件
		包括的な相談窓口数	1か所	4か所
		「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	41事業者・団体	50事業者・団体
2-6	消費者行政・防犯対策の充実	消費生活相談窓口数	1か所	2か所
		犯罪発生率	36.4%	23.2%

## 計画の進捗管理

施策		指標	現状値	目標値
3-1	商工業の振興	製造業付加価値額	921億円	1,042億円
		年間商品販売額	870億円	990億円
		創業塾受講者数	11人	20人
3-2	農林水産業の振興	担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%
		認定農業者の法人化数	18 法人	25 法人
		「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積	967ha	1,000ha
3-3	地域資源を生かした観光の振興	観光入込客数	1,550,100人	1,627,500人
3-4	歴史文化遺産の保全・活用	国・県・市指定文化財件数	140件	144件
		歴史民俗博物館入館者数	10,604人	11,700人
4-1	均衡ある土地利用の推進	居住誘導区域内の人口密度	58.1人/ha	58.1人/ha
		JR野洲駅乗降客数	30,626人	31,000人
		活用した空き家数	0戸	5戸
4-2	自然環境・美しい景観の保全	違反広告物の数	726件	500件
		市民一人あたりの都市公園面積	8.2m <sup>2</sup> /人	8.5m <sup>2</sup> /人
4-3	生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給	環境基準達成率	100%	100%
		市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg
		水道水の有収率	81.5%	85.0%
		石綿セメント管更新率	28.4%	100%
4-4	防災・減災対策の強化	防火水槽設置数	364基	400基
		災害時応援協定数	34指定	40指定
		メール配信サービス(防災)登録者数	5,114人	7,000人
4-5	道路ネットワークの整備と交通安全の推進	通勤時間帯における渋滞発生路線の数	4路線	0路線
		都市計画道路の整備率	82.0%	92.0%
		交通事故発生件数	99件	60件
4-6	公共交通の利便性の向上	コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人
5-1	市民活動・自治会活動の推進	市民活動団体数	201団体	230団体
		コミュニティセンター利用件数（延数）	10,598件	13,800件
5-2	市民との情報共有の推進	広聴制度利用件数	134件	200件
5-3	効果的・効率的な行政運営	経常収支比率	93.3%	94.0%以下
		電子化した行政手続き数	7件	50件



# 総合戦略

# 第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 1. 位置づけ

出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。同法第10条において、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされており、野洲市では平成28年3月に「野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

令和元年度は国の総合戦略の最終年度であり、引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組むため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年12月20日に閣議決定されました。国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」において、「地方においても、国の『総合戦略』を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、次期『地方版総合戦略』の策定を進めること」が求められており、本市においてもその趣旨を踏まえ、国や滋賀県の総合戦略を勘案した上で、「第2次野洲市総合計画」との整合を図りながら、「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。取組にあたっては、第2次野洲市総合計画の施策・取組方針の一部を第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として位置づけ、人口減少克服及び地方創生に向け、総合計画・総合戦略の両計画の取組を一体的に推進します。

## 2. 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。

## 総合戦略と総合計画の対応

第2期野洲市総合戦略の体系		対応する野洲市の総合計画・基本計画の「取組方針」
<b>基本目標1：稼げるまちをつくるとともに、安心して働けるようにする</b>		
基本目標1-1	まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現	3-1① 事業者の操業環境の整備支援 3-1② 地域商業の基盤強化の支援 3-2① 経営基盤の強化と担い手の確保 3-2② 農産物等のブランド力向上
基本目標1-2	安心して働く環境の実現	3-1③ 創業支援の強化と雇用の創出
<b>基本目標2：新しいひとの流れをつくる</b>		
基本目標2-1	移住・定着の推進	4-1① 計画的な土地利用の推進 4-1③ 良好な住宅・住環境の整備 4-1④ 未利用地の利活用促進
基本目標2-2	新しいつながりの創出	3-3① 観光情報の収集・発信の充実 3-3② 新たな観光資源の発見と環境整備 3-3③ 地域資源の活用促進 3-4② 歴史文化遺産の魅力の発信 3-4③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進
<b>基本目標3：子育ての希望をかなえる</b>		
基本目標3-1	子育てしやすい環境の整備	1-1① 子育て家庭への支援の充実 1-1② 安心して子育てできる環境の整備 1-1③ 児童虐待の未然防止および早期発見・対応 1-3② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実
<b>基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる</b>		
基本目標4-1	活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	1-4① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供 1-4② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 1-4③ 文化芸術の振興 2-1① 市民の健康づくりへの支援 2-1② 地域医療体制の整備 2-2② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり 2-2③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進 2-4② 地域と連携した福祉活動の推進 2-6① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実 2-6② 防犯対策の実施 4-1② 都市機能形成の推進 4-4① 防災・減災対策の整備 4-4② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立 4-5③ 交通安全の意識啓発の推進 4-6① 公共交通の利便性の向上
<b>横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する</b>		
横断的な目標1-1	多様なひとびとの活躍によるまちづくりの推進	5-1① 市民活動の継続的な支援 5-1② 持続可能な自治会活動への支援 5-1③ 多機関協働のための仕組みづくり
横断的な目標1-2	誰もが活躍できる社会の推進	1-5② 男女共同参画の推進 1-5③ 多文化共生の推進 2-2① 健康づくり活動と社会参加の促進 2-3① 障がい者の個別支援の充実 2-4① 市民の主体的な地域福祉活動の推進 2-5① 包括的な相談支援体制の充実
<b>横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする</b>		
横断的な目標2-1	Society5.0の推進	5-3③ 先端技術の導入と電子化の推進
横断的な目標2-2	SDGsの実現などの持続可能なまちづくり	3-2③ 農地、森林、水環境の良好な保全 4-2① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 4-3② 循環型社会の形成

## 3. 総合戦略における取組

### 1 基本目標1 稼げるまちをつくるとともに、安心して働けるようにする

#### ◆基本的な方向性

野洲市の特色・強みを生かした産業の振興を図り、「野洲で働きたい」と思えるまちづくりを展開します。また、創業支援や勤労者福祉の充実を図り、野洲市で働く人が安心して働ける環境を整えます。

#### ◆数値目標

指標	基準値	目標値
昼夜間人口比率	99.2%	100%

#### 基本目標1-1 まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現

#### ◆基本的な方向性

京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラ※の整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有したまちという特性を生かし、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。また、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行い、商業の振興を図ります。

農林水産業の経営基盤の強化や後継者の確保支援、農産物等のブランド力の向上に取り組み、農業経営の持続化と安定化を図ります。

#### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
製造業付加価値額*	921 億円	1,042 億円
年間商品販売額	870 億円	990 億円
担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%

#### ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-1① 事業者の操業環境の整備支援
- 3-1② 地域商業の基盤強化の支援
- 3-2① 経営基盤の強化と担い手の確保
- 3-2② 農産物等のブランド力向上

## 基本目標1－2 安心して働ける環境の実現

### ◆基本的な方向性

創業を希望する人への支援を充実し、地域発の産業の拡充と雇用の創出を進めます。併せて、勤労者福祉の充実等、企業とも連携し、誰もが安心して働く環境づくりに取り組みます。

### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
創業塾受講者数	11人	20人

### ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

3-1③ 創業支援の強化と雇用の創出

## 2 基本目標2 新しいひとの流れをつくる

### ◆基本的な方向性

高い交通利便性を生かした快適な生活環境と、豊かな自然に囲まれたうるおいある暮らしを両立できる魅力のあるまちづくりを進め、「野洲に住みたい」と思えるまちづくりを展開します。また、産業、観光、歴史文化等の各面から、地域外住民と地域住民の交流・連携を進め、「野洲に行きたい・関わりたい」と思えるまちづくりを展開します。

### ◆数値目標

指標	基準値	目標値
転入者数／転出者数	106.3%	100%以上

## 基本目標2－1 移住・定着の推進

### ◆基本的な方向性

地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用の推進と、良好な住宅・住環境の整備により、市外からの移住・定着を促進します。また、空き家・空き地の利活用を促進し、土地の有効活用を図ります。

### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
活用した空き家数	0戸	5戸

# 第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 4-1① 計画的な土地利用の推進
- 4-1③ 良好的な住宅・住環境の整備
- 4-1④ 未利用地の利活用促進

### 基本目標2－2 新しいつながりの創出

#### ◆基本的な方向性

三上山や琵琶湖等の豊かな自然や、社寺や史跡等の豊富な地域資源の魅力を発信し、また、新たな観光資源の掘り起こしを進めることで、観光客数の増加と野洲市に関わりを持つ関係人口<sup>\*</sup>の増加を図ります。

#### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
観光入込客数	1,550,100人	1,627,500人

## ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-3① 観光情報の収集・発信の充実
- 3-3② 新たな観光資源の発見と環境整備
- 3-3③ 地域資源の活用促進
- 3-4② 歴史文化遺産の魅力の発信
- 3-4③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進

### 3 基本目標3 子育ての希望をかなえる

#### ◆基本的な方向性

すべての家庭が安心して楽しく子育てができる地域づくりや、子育てと仕事を両立できる環境整備、また、困難を抱える子育て家庭への支援等に取り組み、「野洲で子育てしたい」と思えるまちづくりを展開します。

#### ◆数値目標

指標	基準値	目標値
合計特殊出生率*	1.67	1.80

## 基本目標3－1 子育てしやすい環境の整備

### ◆基本的な方向性

保育施設の整備や保育人材の確保等により、子育てと仕事を両立できる環境整備を行うとともに、地域における子育て支援の充実を図り、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。また、地域や関係機関との連携のもと、子育てに関する様々な困り事や不安に対する相談支援体制の充実を図ります。

### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人

### ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 1-1① 子育て家庭への支援の充実
- 1-1② 安心して子育てできる環境の整備
- 1-1③ 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応
- 1-3② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実

## 4 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

### ◆基本的な方向性

地域特性や市民ニーズを捉えながら、文化施設や医療・福祉施設等の都市機能の充実と、安全・安心な居住環境の整備により、健康で快適な生活環境を構築します。また、生涯学習やスポーツ・文化芸術活動への支援や、健康づくりや生きがいづくりの取組を推進し、「野洲で住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを開します。

### ◆数値目標

指標	基準値	目標値
野洲市に住み続けたい人の割合	69.7%	80.0%

## 基本目標4－1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

### ◆基本的な方向性

医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地し、拠点間及び居住地を公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>※</sup>」の構築を図るとともに、地域の防災・減災機能や交通安全対策を強化し、誰もが安全で快適な暮らしを実現することができる環境を整備します。

# 第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

子どもから大人まで誰もが生涯学習や生涯スポーツ・文化芸術活動に親しみ、楽しめるまちづくりを推進し、様々な世代の市民が心身ともに健康に生活ができる活力あるまちづくりを推進します。個人による健康づくりや生きがいづくりの支援のほか、医療・介護提供体制の整備や地域で多様な主体が支え合える環境づくりを推進し、あらゆる世代の市民が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。

## ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
居住誘導区域 <sup>*</sup> 内の人口密度	58.1人/ha	58.1人/ha
災害時応援協定数	34指定	40指定
コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人

## ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 1-4① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供
- 1-4② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
- 1-4③ 文化芸術の振興
- 2-1① 市民の健康づくりへの支援
- 2-1② 地域医療体制の整備
- 2-2② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり
- 2-2③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進
- 2-4② 地域と連携した福祉活動の推進
- 2-6① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実
- 2-6② 防犯対策の実施
- 4-1② 都市機能形成の推進
- 4-4① 防災・減災対策の整備
- 4-4② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立
- 4-5③ 交通安全の意識啓発の推進
- 4-6① 公共交通の利便性の向上

## 5 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

### ◆ 基本的な方向性

複雑化・多様化する地域課題の解決や地域活性化に向け、市民・事業者・自治会や県・周辺市町・大学等の教育機関も含めた多様な主体の連携によるまちづくりを進めます。また、女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが気軽に地域活動やボランティア活動等へ参加し、交流できる地域づくりを進めます。

### 横断的な目標1－1 多様な人々の活躍によるまちづくりの推進

### ◆ 基本的な方向性

コミュニティセンター等の活動拠点の機能強化や、市民活動団体や自治会への支援の充実により、市民活動や自治会活動の活性化を図り、多様な人々が主体的に地域づくり・まちづくりに参加できる環境を整備します。

### ◆ 重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
市民活動団体数	201団体	230団体
コミュニティセンター利用件数(延数)	10,598件	13,800件

### ◆ 主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 5-1① 市民活動の継続的な支援
- 5-1② 持続可能な自治会活動への支援
- 5-1③ 多機関協働のための仕組みづくり

### 横断的な目標1－2 誰もが活躍できる社会の推進

### ◆ 基本的な方向性

女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会の実現に向け、交流の拠点づくりや市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくりに取り組みます。誰もが役割と生きがいを感じながらともに生きる「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現に向け、多様な主体と連携しながら取組を進めます。

### ◆ 重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
いきいき百歳体操 <sup>*</sup> の団体数・参加者数	53団体・1,250人	65団体・1,400人
地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	—	年2回以上

# 第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 1-5② 男女共同参画の推進
- 1-5③ 多文化共生の推進
- 2-2① 健康づくり活動と社会参加の促進
- 2-3① 障がい者の個別支援の充実
- 2-4① 市民の主体的な地域福祉活動の推進
- 2-5① 包括的な相談支援体制の充実

## 6 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

### ◆基本的な方向性

Society5.0<sup>\*</sup>の推進に向け、情報通信基盤等の環境整備や新たな技術の情報収集及び実現可能性の検討を進めます。また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、経済・社会・環境の三側面が統合し、相乗効果を生み出すSDGs<sup>\*</sup>の理念に沿い取組を推進します。

#### 横断的な目標2-1 Society5.0の推進

### ◆基本的な方向性

新たな情報通信基盤の積極的導入や、官民のデータ利活用の仕組みづくりを推進し、業務プロセスの標準化や行政手続き・行政事務の電子化・ペーパーレス化等を進め、行政サービスの効率化と質の向上、さらには地域課題の解決に活用することで、地域におけるSociety5.0の推進を図ります。

### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
電子化した行政手続き数	7件	50件

### ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 5-3③ 先端技術の導入と電子化の推進

#### 横断的な目標2-2 SDGs<sup>\*</sup>の実現などの持続可能なまちづくり

### ◆基本的な方向性

多様な主体の連携のもと、低炭素社会・循環型社会<sup>\*</sup>の形成を進めるとともに、環境保全と経済発展が両立し、様々な地域課題の解決につながる持続可能な地域づくりを進めます。

### ◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
「環境保全型農業直接支払交付金*」取組面積	967ha	1,000ha
市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg

### ◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-2③ 農地、森林、水環境の良好な保全
- 4-2① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成
- 4-3② 循環型社会の形成





# 資料編

## 目 次

1	主要策定経過	101
2	審議会委員名簿	105
3	諮詢書(写)	106
4	答申書(写)	107
5	総合計画審議会条例	108
6	総合計画審議会条例施行規則	109
7	まちづくり基本条例	111
8	主な個別計画一覧	116
9	用語解説	117

# 1 主要策定経過

## 1. 総合計画審議会(全体会議)審議経過

開催日	会議名	会議内容
令和元年 7月19日(金)	令和元年度第1回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市長あいさつ</li><li>②委員紹介</li><li>③会長・副会長選出</li><li>④総合計画策定に係る諮問について</li></ul> <p><b>2. 審議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①総合計画策定基本方針について</li></ul> <p><b>3. 報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①総合計画にかかる基礎調査について</li><li>②市民意向調査について</li></ul> <p><b>4. 意見交換</b></p> <p><b>5. 閉会</b></p>
令和元年 10月3日(木)	令和元年度第2回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <p><b>2. 報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①第1回総合計画審議会における報告依頼事項について</li><li>②今後のスケジュールについて</li></ul> <p><b>3. 審議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①基本構想骨子案について</li></ul> <p><b>4. その他</b></p> <p><b>5. 閉会</b></p>
令和元年 12月19日(木)	令和元年度第3回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <p><b>2. 審議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①基本構想素案について</li></ul> <p><b>3. 報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①基本計画の策定について</li><li>②市民参加の手法について</li></ul> <p><b>4. その他</b></p> <p><b>5. 閉会</b></p>

はじめに

基本構想

基本計画

総合戦略

資料編

開催日	会議名	会議内容
令和2年 10月2日(金)	令和2年度第1回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <p><b>2. 報告事項</b></p> <p>①総合計画ワークショップの結果について ②今後のスケジュールについて</p> <p><b>3. 審議事項</b></p> <p>①基本計画(案)について ②基本構想(案)について</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>①総合戦略について</p> <p><b>5. 閉会</b></p>
令和2年 11月17日(火)	令和2年度第2回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <p><b>2. 審議事項</b></p> <p>①総合計画(パブリックコメント案)について</p> <p><b>3. 答申</b></p> <p><b>4. その他</b></p> <p>①総合戦略について</p> <p><b>5. 閉会</b></p>
令和3年 1月27日(水)	令和2年度第3回 野洲市総合計画審議会	<p><b>1. 開会</b></p> <p><b>2. 審議事項</b></p> <p>①パブリックコメントの結果について</p> <p><b>3. 答申</b></p> <p><b>4. その他</b></p> <p><b>5. 閉会</b></p>

## 2. 総合計画審議会(専門部会)審議経過

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各部会の第2回専門部会は書面会議により開催した。

### 【福祉・生活部会】

開催日	会議名	会議内容
令和2年 2月13日(木)	第1回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①「第1次野洲市総合計画一改訂版一」の施策ごとの総括について(施策2-4、2-5、2-7、3-4)</p>
書面会議により 開催	第2回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①「第1次野洲市総合計画一改訂版一」の施策ごとの総括について(施策2-1、2-2、2-3)</p>
令和2年 7月17日(金)	第3回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①基本計画(素案)について(施策2-4、2-5、2-6)</p>
令和2年 8月20日(木)	第4回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①基本計画(素案)について(施策2-1、2-2、2-3)</p>

## 【環境・都市計画・都市基盤整備部会】

開催日	会議名	会議内容
令和2年 2月12日(水)	第1回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①「第1次野洲市総合計画—改訂版一」の施策ごとの 総括について(施策4-1、4-2、4-3、4-4、5-4)
書面会議により 開催	第2回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①「第1次野洲市総合計画—改訂版一」の施策ごとの 総括について(施策5-1、5-2、5-3、2-6、2-7)
令和2年 7月2日(木)	第3回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①基本計画(素案)について(施策4-1、4-2、4-3)
令和2年 7月28日(火)	第4回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①基本計画(素案)について(施策4-4、4-5、4-6)

## 【子育て・教育・人権部会】

開催日	会議名	会議内容
令和2年 2月4日(火)	第1回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①「第1次野洲市総合計画—改訂版一」の施策ごとの 総括について(施策1-1、1-5、1-6)
書面会議により 開催	第2回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①「第1次野洲市総合計画—改訂版一」の施策ごとの 総括について(施策1-2、1-3、1-4)
令和2年 6月24日(水)	第3回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①基本計画(素案)について(施策1-1、1-5)
令和2年 7月22日(水)	第4回専門部会	<b>1. 審議事項</b> ①基本計画(素案)について(施策1-2、1-3、1-4)

## 【産業・観光・歴史文化部会】

開催日	会議名	会議内容
令和2年 2月7日(金)	第1回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①「第1次野洲市総合計画—改訂版—」の施策ごとの総括について(施策3-1、3-2)</p>
書面会議により 開催	第2回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①「第1次野洲市総合計画—改訂版—」の施策ごとの総括について(施策3-3、4-5)</p>
令和2年 6月30日(火)	第3回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①基本計画(素案)について(施策3-1、3-2)</p>
令和2年 7月30日(木)	第4回専門部会	<p><b>1. 審議事項</b></p> <p>①基本計画(素案)について(施策3-1、3-2、3-3、3-4)</p>

## 3. 市民参画(総合計画ワークショップ)

開催日	イベント名	プログラム概要
令和2年 9月12日(土)	総合計画ワークショップ 「おいでやすカフェ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「10年後の野洲市にこうなっていてほしいと思うこと」、「10年後の野洲市も変わらず守り続けてほしいと思うこと」等について、2つのグループに分かれて意見交換を実施</li> </ul> <p>〈意見交換テーマ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て、教育人権、福祉、生活、健康づくり、観光、産業、歴史文化、環境、都市基盤整備、防災、財政行政 経営 等</li> </ul>

## 4. パブリックコメント実施経過

### 〈意見募集期間〉

令和2年12月1日(火)から12月25日(金)まで

### 〈実施方法〉

市ホームページへの掲載や各公共施設へのチラシ設置等により周知し、持参、郵送、ファックス、電子メールで意見を募集

### 〈意見提出件数〉

4件(1名)

## 2 審議会委員名簿

氏名	委員区分	部会	役職	所属機関等
浅田 邦保	2号委員	環		やすまる広場実行委員会
井上 輝子	4号委員	環		公募
入江 幸一	2号委員	福		野洲市民生委員児童委員協議会
衛藤 信之	2号委員	福		一般社団法人 守山野洲医師会
大野 裕己	1号委員	子	部会長	滋賀大学大学院 教育学研究科 教授
奥邨 武和	2号委員	産		おうみ富士農業協同組合
北村 真治	2号委員	環		近江鉄道株式会社
木村 靖	2号委員	産		野洲市観光物産協会
黒木 稔	2号委員	福		野洲市障がい者関係団体連絡協議会
柴原 喬	2号委員	福		野洲市老人クラブ連合会
田中 悅子 (令和2年4月14日～)	2号委員	福		野洲市健康推進連絡協議会
田中 勝也	1号委員	産	部会長	滋賀大学 経済学部 教授
田中 康嗣 (令和2年5月21日～)	2号委員	環		野洲市自治連合会
田渕 勝美 (～令和2年4月13日)	2号委員	福		野洲市健康推進連絡協議会
中塚 勝	2号委員	子		野洲市文化協会
苗村 明夫	2号委員	子		野洲市青少年育成市民会議
新川 達郎	1号委員	環	会長 部会長	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
野口 明	2号委員	環		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京都支社
羽田 慎二	2号委員	福		特定非営利活動法人 反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会
林 かずみ	2号委員	環		環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」
原田 小夜	1号委員	福	副会長 部会長	梅花女子大学 看護保健学部看護学科 教授
松井 佑太	4号委員	産		公募
松沢 松治	2号委員	産		野洲市商工会
水島 章夫	2号委員	子		野洲市人権啓発推進協議会
望月 幸三	2号委員	産		中主漁業協同組合
山口 桂子	2号委員	子		野洲市子育て支援会議
山中 清嗣 (～令和2年5月20日)	2号委員	環		野洲市自治連合会
山本 一郎	2号委員	環		野洲市消防団
山本 博一	2号委員	子		野洲市スポーツ協会

※委員氏名は50音順(敬称略)

※委員区分は、1号委員:学識経験を有する者、2号委員:公共的団体の役員、4号委員:市長が必要と認める者を示す

※部会凡例は、「子」:子育て・教育・人権部会、「福」:福祉・生活部会、「産」:産業・観光・歴史文化部会、「環」:環境・都市計画・都市基盤整備部会を示す

### 3 資問書(写)

野企第96号  
令和元年7月19日

野洲市総合計画審議会会長 様

野洲市長 山仲 善彰

#### 第2次野洲市総合計画の策定について（諮詢）

第2次野洲市総合計画（基本構想・基本計画）の策定にあたり、野洲市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

## 4 答申書(写)

令和3年1月27日

野洲市長 柏木 進 様

野洲市総合計画審議会  
会長 新川 達郎

第2次野洲市総合計画の策定について (答申)

令和元年7月19日付野企第96号で市長から諮問がありました、第2次野洲市総合計画の策定について、本審議会で慎重に審議を行った結果、別添のとおり総合計画（案）として取りまとめたので答申します。

行政案の策定および、策定後の計画の運用にあたっては、審議会において出された各委員の意見を踏まえ、答申において示したまちづくりの基本方針のもと、めざす将来都市像が着実に実現していくものになることを希望します。

以上

はじめに

基本構想

基本計画

総合戦略

資料編

# 5 総合計画審議会条例

○野洲市総合計画審議会条例

平成16年10月1日

条例第31号

改正 平成23年7月12日条例第17号

(設置)

第1条 野洲市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定又は改訂について調査し、及び審議するため、野洲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平23条例17・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は改訂に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定に関する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第17号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

# 6 総合計画審議会条例施行規則

○野洲市総合計画審議会条例施行規則

平成16年10月1日

規則第28号

改正 平成18年1月1日規則第2号

平成21年4月1日規則第14号

平成23年3月25日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市総合計画審議会条例（平成16年野洲市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 条例第3条に規定する野洲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（平18規則2・平21規則14・一部改正）

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名した委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

（平21規則14・平23規則9・一部改正）

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則（平成21年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

# 7 まちづくり基本条例

○野洲市まちづくり基本条例

平成19年6月22日  
条例第26号

## 目次

### 前文

- 第1章 この条例の目的（第1条・第2条）
- 第2章 みんなが輝くまちづくり（第3条—第8条）
- 第3章 みんなの役割（第9条—第15条）
- 第4章 みんなに必要な情報（第16条—第19条）
- 第5章 みんなの参加（第20条—第23条）
- 第6章 みんなにわかる行政運営（第24条—第26条）
- 第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動（第27条—第29条）
- 第8章 みんなで育てる条例（第30条—第32条）

### 付則

## 前文

里山に朝日が昇り、湖面に夕陽を照らす。そして、移りゆく四季

近江富士と呼ばれる三上山に縁連なる山

日本最大で世界有数の古代湖である琵琶湖

滋賀県最大の野洲川や日野川に代表されるふるさとの川

その恵みにより形成された肥沃な大地

そして、そこに息づく多くの生き物

このような豊かな自然を背景に、約2万年前の旧石器時代、野洲の人々の歴史が始まります。

日本最大の銅鐸や数々の古墳、木簡の出土などからわかるように、狩猟や漁労に加え、早くから農耕生活が根づきました。野洲の歴史や文化は、その生産力を支えとしながら、中山道や朝鮮人街道による東西の交通、琵琶湖や野洲川をめぐる舟運など、様々な交流から生み出されてきました。

悠久の歴史は、のどかに広がる田園、里山や湖での営みや商い、地域の誇るべき伝統や文化にも受け継がれるとともに、利便性の高い交通網により、住民の増加や企業立地が進み、新しい文化がはぐくまれるなど、魅力ある多様性に富んだまちへとつながっています。

私たちは、先人がどのような問題にぶつかり、どう解決してきたのかを模索しながらも、日本や世界を視野に入れ、「安心安全で、誰もが暮らしやすく生きがいの持てる社会」を次世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。

歴史と今がつながる

人と人がつながる

人と自然がつながる

一人の小さな一歩が大きな一歩につながる

それが野洲の未来へつながるよう

ここに野洲市まちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 この条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は市内で活動する人若しくは団体及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む企業及び事業所をいいます。
- (3) 市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。
- (4) 自治会 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。
- (5) 市 市長その他本市の執行機関をいいます。
- (6) まちづくり 公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくことをいいます。

## 第2章 みんなが輝くまちづくり

(人権の尊重)

第3条 市民は、いかなる事由による差別も受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人の日本国憲法に定められる基本的人権が保障されるよう努めます。

(令2条例15・一部改正)

(環境への配慮)

第4条 市民は、すべての活動において、地球環境を尊び、自然との共生を図ります。

2 市民は、豊かで良好な自然環境を享受する権利を持ちます。

(たくましい地域経済)

第5条 市民は、地域の資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。

(協働のまちづくり)

第6条 市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。

(学び合い)

第7条 市民は、互いにふれあいやきずなを通し、生涯にわたって学び合い、知恵や力をはぐくみます。

(安全安心のまちづくり)

第8条 市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。

(令2条例15・追加)

## 第3章 みんなの役割

(市民の役割)

第9条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。

(令2条例15・旧第8条繰下・一部改正)

## (市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。

(令2条例15・旧第9条繰下)

## (自治会の役割)

第11条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。

(令2条例15・旧第10条繰下・一部改正)

## (事業者の役割)

第12条 事業者は、地域社会への貢献などの社会的責任を果たします。

(令2条例15・旧第11条繰下)

## (市議会の役割)

第13条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たします。

(令2条例15・旧第12条繰下)

## (市長及び市の役割)

第14条 市長は、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例を遵守します。

2 市は、自らの権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行します。

(令2条例15・旧第13条繰下)

## (市職員の役割)

第15条 市職員は、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話、調整及び職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。

(令2条例15・旧第14条繰下)

**第4章 みんなに必要な情報**

## (知る権利)

第16条 市民は、市が保有するまちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

(令2条例15・旧第15条繰下)

## (行政情報と市民情報の共有)

第17条 市は、前条に規定する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を提供します。

2 市民は、自らが保有するまちづくりに関する情報を積極的に提供します。

(令2条例15・旧第16条繰下)

## (市民活動の情報)

第18条 市は、前条第2項に規定する情報の共有化を図るため、市民活動の情報を登録し、公表します。

2 前項に規定する登録に関する必要な事項は、別に定めます。

(令2条例15・旧第17条繰下)

## (個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護します。

(令2条例15・旧第18条繰下)

## 第5章 みんなの参加

(まちづくりへの参加権)

第20条 市民は、自らが主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます。

(令2条例15・旧第19条繰下)

(参加機会の保障)

第21条 市の主催する会議は、原則として公開します。

2 市が設置する審議会などの委員の選任には、年齢や性別などを考慮し、幅広い市民参加を図ります。

3 前項の委員には、公募により選任された者が含まれることを原則とします。

4 市は、市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実し、常に多様な参加機会を確保します。

(令2条例15・旧第20条繰下)

(市民への意見募集)

第22条 市は、重要な施策を決定するときは、市民から意見を募集します。

2 市は、前項の規定により提出された市民の意見を考慮して、意思の決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表します。

3 前2項に規定する意見の募集や公表に関する必要な事項は、別に定めます。

(令2条例15・旧第21条繰下)

(住民投票)

第23条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(令2条例15・旧第22条繰下)

## 第6章 みんなにわかる行政運営

(総合計画)

第24条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定し、公表するとともに、その実現に努めます。

(令2条例15・追加)

(行政評価)

第25条 市は、実施する事務や事業について能率的かつ効果的な運営を図るため、その評価を行い、結果を市民にわかりやすく公表します。

(令2条例15・旧第23条繰下)

(財政運営)

第26条 市長は、前条の評価を踏まえ、財政の健全性を確保します。

2 市長は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

(令2条例15・旧第24条繰下)

## 第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動

(令2条例15・改称)

(市民活動の促進)

第27条 市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講じます。

(令2条例15・旧第25条繰下)

#### (基金の設置)

第28条 市長は、市民活動の支援に要する資金を積み立てるため、基金を設置します。

2 基金は、前項の目的に沿った市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を積み立てます。

(令2条例15・旧第26条線下)

#### (自治会活動への参加の促進)

第29条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。

(令2条例15・追加)

### 第8章 みんなで育てる条例

#### (この条例の位置付け)

第30条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(令2条例15・旧第27条線下)

#### (継続的な改善)

第31条 市民、市議会及び市は、この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続した改善を行い、よりよいまちづくりにつなげます。

(令2条例15・旧第28条線下)

#### (野洲市まちづくり基本条例推進委員会)

第32条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。

3 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

(令2条例15・旧第29条線下)

### 付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

#### 付 則（令和2年条例第15号）

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

##### (野洲市住民投票条例の一部改正)

2 野洲市住民投票条例（平成21年野洲市条例第34号）の一部を次のように改正します。

##### [次のように] 略

##### (野洲市議会基本条例の一部改正)

3 野洲市議会基本条例（平成22年野洲市条例第31号）の一部を次のように改正します。

##### [次のように] 略

## 8 主な個別計画一覧

### 第2次野洲市総合計画

子育て・教育・人権

福祉・生活

産業・観光・歴史文化

環境・都市計画・都市基盤整備

市民活動・行財政運営



# 9 用語解説

※文中で「※」を付した語句の説明を記載しています。

用語	解説
<b>〈英字・数字〉</b>	
3R (リデュース・リユース・リサイクル)	廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再利用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)を総称した呼び方のこと。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
DV	ドメスティック・バイオレンスの略で、家庭内暴力とも呼ばれる。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
IoT	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
LGBT	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者などの性的少数者を指す。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、平成27年9月の国連総会で採択され、「持続可能な開発目標」とよばれる。17の目標と169のターゲットが設定され、2030年までの達成が目指されている。
SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのこと。
Society5.0	狩猟社会 (Society1.0) 、農耕社会 (Society2.0) 、工業社会 (Society3.0) 、情報社会 (Society4.0) の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実世界を高度に融合することで、経済発展と社会的課題の解決を可能とする人間中心の社会のこと。
<b>〈あ行〉</b>	
アウトリーチ型	困難を抱えながらも相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、訪問等を通じて必要な支援につなげる手法のこと。
アグリツーリズム	農業（アグリ）と旅行（ツーリズム）を組み合わせた言葉で、農場や農村を訪れ、農業やその周辺の出来事を体験する観光のこと。
いきいき百歳体操	高知市で開発された体操で、手首と足首におもりバンドをつけ、椅子に座ってDVDを見ながらゆっくりと体を動かす、体力づくりを目的とした体操のこと。
インセンティブ	人の意欲を引き出し、行動を促すために外部から与える刺激のこと。
インフラ	infrastructureの略で、道路・水道・通信など、産業や生活の基盤となる設備のこと。

用語	解説
エコツーリズム	自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象しながら、環境の保全性と持続可能性を考慮する観光のあり方のこと。
オープンデータ	国、地方公共団体、事業者等が保有する様々なデータを、誰でも容易に利用できる形で公開したもの。
<b>〈か行〉</b>	
海洋プラスチックごみ	海洋を漂流する微細なプラスチックごみ（マイクロプラスチック）のこと。含まれる化学物質が食物連鎖に取り込まれることで、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者等を対象とした支援制度。
関係人口	特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のこと。イベントの運営に参画し交流を重ねたり、ワーケーションしながら地域の人と一緒に何かに取り組むなど、「観光以上移住未満」で地域とかかわるあり方。
キャッシュレス	クレジットカードや電子マネーを利用して、お札や小銭等の現金を使用せずにお金を払うこと。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。
グリーンベルト	自動車運転者等に対して注意を促すために、横断歩道や路側帯に設置する緑色のカラー舗装のこと。
グループホーム	介護を要しない就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がいのある人や精神障がいのある人が主に夜間において、日常生活上の世話の提供を受けつつ共同生活を行う住居のこと。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標の一つ。人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される経費に、地方税や地方交付税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。
交通空白地	公共交通機関によっては住民の移動手段が確保できない地域のこと。

用語	解説
<b>〈さ行〉</b>	
市街化区域	都市計画法に基づいて指定される区域区分の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づいて指定される区域区分の一つで、市街化を抑制するため、開発行為や都市施設の整備は原則として行われない区域のこと。
史跡永原御殿跡	徳川家康、秀忠、家光が上洛の際に利用した専用宿館跡であり、幕藩体制確立期に将軍の権威を示すために行われた上洛の実態を具体的に示した、全国的に見ても貴重な遺跡。令和2年3月に国史跡として指定された。
指定特定相談支援事業者	支援が必要な障がい者やその家族に向けた相談事業を行うため、市町村長が指定する事業者のこと。
集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の再使用・再生利用・熱回収、廃棄物等の適正処分を推進することで、環境負荷をできる限り少なくした社会のこと。
小規模多機能型居宅介護	利用者（要介護者・要支援者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、居宅訪問や施設への通所・短期宿泊など、利用者の選択に基づき、介護、家事、機能訓練等を行う、在宅介護サービスの一種。
小地域ふれあいサロン	身近なところを拠点として、高齢者の生きがいづくり、閉じこもり予防、地域支えあい活動を促進することを目的に、定期的に開催される活動のこと。
食育	様々な体験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる活動のこと。
食品ロス	食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業のこと。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

用語	解説
<b>〈た行〉</b>	
多極ネットワーク型コンパクトシティ	<p>教育・文化芸術・福祉・医療・商業・居住等の都市機能が集約された拠点が複数あり、その拠点や周辺地域の住民が公共交通機関等によって快適・便利に都市機能を享受できる地域づくりを目指す。日常生活に必要なサービスや行政サービスが身近にあることで、住みやすさや環境への配慮、そして経済性を実現する。</p> <p>野洲市立地適正化計画においては、JR野洲駅周辺地域を中心拠点、また、北部合同庁舎周辺地域及び総合体育館周辺を地域拠点と位置付けて都市機能を整備し、各拠点とその周辺地域の交通を確保する計画としている。</p>
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
低炭素社会	気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。2007年に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において示された。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
特殊詐欺	面識のない不特定の者に対して、電話等の通信手段を用いて、現金等をだまし取る詐欺のこと。オレオレ詐欺や架空請求詐欺等の振り込め詐欺や、金融商品取引名目の詐欺等が該当する。
特定空家	そのまま放置すると倒壊等の危険や衛生上の問題が生じるおそれがあり、また、景観や生活環境の保全の面においても放置することが不適切である状態にある空き家のこと。
特定健康診査（特定健診）	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に実施される、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。
都市計画道路	都市計画法において定められた都市計画事業として整備される道路のこと。

用語	解説
<b>〈な行〉</b>	
内部障がい	心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなど、外見からは分からない体の内部に障がいがあること。
認定農業者	効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の目標）を市町村に提出し認定された者のこと。
農地中間管理機構	「信頼できる農地の中間的受け皿」として平成26年度に全都道府県に設置された機構。
<b>〈は行〉</b>	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等のうち、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難の確保のために特に支援を要する人のこと。
ビワイチ	「びわ湖一周」の略称で、自転車で琵琶湖を一周するサイクリングルートのこと。
標準化死亡比	人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。
琵琶湖西岸断層帯	近江盆地の西縁に沿って滋賀県高島市から大津市国分付近に至る活断層帯。
付加価値額	売上高から原材料費や仕入れ費などを除いた額で、企業の経済活動によって新たに生み出された価値を示す。
ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円（令和2年時点）を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のこと。また、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について法人関係税を税額控除する制度を「企業版ふるさと納税」と呼ぶ。
<b>〈ま行〉</b>	
慢性閉そく性肺疾患	たばこの煙など毒素の吸入により免疫反応が続いた結果、破壊された組織と増えたたんなどによる気道閉鎖がおこりやすい状態のこと。
見守りネットワーク活動	野洲市くらし支えあい条例に基づく、市、事業者及び自治組織等の協力を得て、高齢者や障がい者、ひとり親、生活困窮者等の対象者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り・支えあう仕組みのこと。

用語	解説
<b>〈や行〉</b>	
有収率(水道水)	料金徴収の対象となる水量（有収水量）の、配水量に対する割合のこと。有収率が低いということは、漏水、メーター不感、公共用水や消防用水の利用等が要因として考えられる。漏水やメーター不感等を原因とする場合には、老朽管更新等の対策を行う必要がある。
ユニバーサル デザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境、製品をデザインする考え方のこと。
<b>〈ら行〉</b>	
リテラシー	本来は「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、現代では転じて「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、適切に活用できる基礎的能力を意味する。
六次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

## 第2次野洲市総合計画【改訂版】

策 定 :令和3年(2021年)4月

改 訂 :令和6年(2024年)3月

発 行 :滋賀県野洲市

編 集 :政策調整部 企画調整課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL 077-587-1121

FAX 077-587-4033

Eメール info@city.yasu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.yasu.lg.jp/>